

平成 20 年第 4 回定例会

富良野市議会会議録（第 4 号）

平成 20 年 12 月 18 日（木曜日）

平成 20 年第 4 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 20 年 12 月 18 日 (木曜日) 午前 10 時 00 分開議

議事日程 (第 4 号)

- 日程第 1 議案第 1 号 平成 20 年度富良野市一般会計補正予算 (第 7 号) の訂正について  
日程第 2 議案第 1 号 平成 20 年度富良野市一般会計補正予算 (第 7 号)  
議案第 8 号 指定管理者の指定について (富良野市女性センター)  
議案第 9 号 指定管理者の指定について (富良野市日の出町駐車場)  
議案第 10 号 指定管理者の指定について (富良野演劇工場)  
日程第 3 議案第 2 号 平成 20 年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)  
日程第 4 議案第 3 号 平成 20 年度富良野市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)  
日程第 5 議案第 4 号 平成 20 年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)  
日程第 6 議案第 5 号 平成 20 年度富良野市水道事業会計補正予算 (第 1 号)  
日程第 7 議案第 6 号 富良野市地域会館設置条例の一部改正について  
日程第 8 議案第 7 号 富良野市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について  
日程第 9 議案第 11 号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について  
議案第 12 号 町の区域の新設及び変更について  
日程第 10 議案第 13 号 町の区域の変更について  
日程第 11 議案第 14 号 富良野広域連合規約の変更について  
日程第 12 議案第 15 号 平成 20 年度富良野市一般会計補正予算 (第 8 号)  
日程第 13 議案第 16 号 富良野市国民健康保険条例の一部改正について  
日程第 14 意見案第 1 号 実効ある温暖化対策の推進を求める意見書  
日程第 15 意見案第 2 号 脳脊髄液減少症の治療法の早期確立等を求める意見書  
日程第 16 意見案第 3 号 医師不足を解決し地域医療体制の立て直しを求める意見書  
日程第 17 意見案第 4 号 農業用生産資材高騰に関する意見書  
日程第 18 意見案第 5 号 食の安全確保に向けた抜本対策を求める意見書  
日程第 19 閉会中の都市事例調査について

出席議員 (16 名)

議長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	17 番	日 里 雅 至 君
	1 番	佐 々 木 優 君		2 番	宮 田 均 君
	3 番	広 瀬 寛 人 君		4 番	大 栗 民 江 君
	5 番	千 葉 健 一 君			
	7 番	横 山 久 仁 雄 君		8 番	岡 本 俊 君
	9 番	穴 戸 義 美 君		10 番	大 橋 秀 行 君
	11 番	覚 幸 伸 夫 君		12 番	天 日 公 子 君

13番 東海林孝司君

14番 岡野孝則君

16番 東海林剛君

欠席議員(2名)

6番 今利一君

15番 菊地敏紀君

説明員

市長 能登芳昭君

副市長 石井隆君

総務部長 細川一美君

保健福祉部長 高野知一君

経済部長 石田博君

建設水道部長 岩鼻勉君

看護専門学校長 登尾公子君

保健福祉部参事監 中田芳治君

総務課長 松本博明君

財政課長 清水康博君

企画振興課長 鎌田忠男君

教育委員会委員長 児島応龍君

教育委員会教育長 宇佐見正光君

教育委員会教育部長 杉浦重信君

農業委員会会長 藤野昭治君

農業委員会事務局長 大西克男君

監査委員 松浦惺君

監査委員事務局長 中村勇君

公平委員会委員長 島強君

公平委員会事務局長 中村勇君

選挙管理委員会委員長 藤田稔君

事務局出席職員

事務局 長 藤原良一君

書記 鷓飼祐治君

書記 日向稔君

書記 大津諭君

書記 渡辺希美君

午前 10 時 00 分 開議  
(出席議員数 16 名)

### 開 議 宣 告

議長(北猛俊君) これより本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員には、  
大 栗 民 江 君  
天 日 公 子 君  
を御指名申し上げます。

### 諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) この際、農業委員会委員推薦委員会について報告をいたします。

12 月 15 日をもって、農業委員会委員推薦委員会に、東海林剛君、東海林孝司君、岡野孝則君、千葉健一君、今利一君、佐々木優君、大栗民江君、以上 7 名の諸君が選出されました。

12 月 16 日、同委員会が開催され、正副委員長の決定報告がございました。

委員長に東海林剛君、副委員長に今利一君、以上、互選の旨報告がございました。

事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

事務局長(藤原良一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

今定例会の追加議案につきましても、市長より提出の事件、議案第 15 号及び 16 号につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

平成 20 年度富良野市一般会計補正予算第 7 号に係る訂正請求書につきましても、御配布のとおりでございます。

議会側提出の事件、意見案 5 件、事務調査 3 件があり、本日配付の議会側提出件名表ナンバー 2 に記載のとおりでございます。

なお、議案第 14 号に係る教育委員会の意見徴収結果につきましても、別紙資料として本日配付のとおりでございます。

以上でございます。

### 議会運営委員長報告

議長(北猛俊君) 本定例会の、定例会の開催に関して議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長岡本俊君。

議会運営委員長(岡本俊君) -登壇-

議会運営委員会より 12 月 16 日に委員会を開催し、追加議案の取り扱いについて審議いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

追加議案は、議長(市長)側提出が 2 件で、補正予算 1 件、条例 1 件でございます。

議会側提出は 8 件で、内訳は意見案 5 件のほか、常任委員会より閉会中の事務調査 3 件の申し出がございます。

そのほかにも市長側より議案第 1 号、平成 20 年度富良野市一般会計補正予算の訂正の請求がございます。

いずれも本日の日程の中で御審議を願うことにしております。

以上申し上げます、議事...、議会運営委員会からの報告を終わらせていただきます。

議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よってただいまお諮りのとおり決しました。

### 日程第 1

議案第 1 号 平成 20 年度富良野市一般会計補正予算(第 7 号)の訂正について

議長(北猛俊君) 日程第 1、議案第 1 号、平成 20 年度富良野市一般会計補正予算の訂正についてを議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長(石井隆君) -登壇-

議案第 1 号、平成 20 年度富良野市一般会計補正予算第 7 号の訂正について御説明申し上げます。

本件は、平成 20 年 12 月 8 日に提案いたしました、平成 20 年度富良野市一般会計補正予算第 7 号のうち、各施設の指定管理料、燃料高騰分について訂正を行おうとするものでございます。

当初提案は、消費者物価指数をもとに積算し、年度末精算を取り入れた年間支払い方式として提案しておりましたが、各契約時点の消費者物価指数による算出の単価と実勢の単価に差が出ることにより、施設間で不均衡が生じること。また、各指定管理者との協議経過に、経緯協議過程において、指定管理者の経営管理上、一たん支払われ、支払われた追加分の指定管理料を精算による返戻することのないような支払い方法等々の要望を受け、精算を伴う年間支払い方式ではなく、確定した分の本年 4 月から 11 月分の使用燃料の量に対する単価差による積

算方式とするため、当初提案しておりました補正額の訂正を行おうとするものでございます。

訂正箇所につきましては、別紙訂正表に記載のとおりでございますが、以下その概要について歳出から御説明を申し上げます。

25 ページの説明欄でございます。

三款民生費は、地域福祉センター管理費の指定管理料、燃料高騰分 75 万 8,000 円を 73 万 9,000 円に、デイサービスセンターやまべ管理運営事業費の指定管理料、燃料高騰分 48 万 9,000 円を 45 万 7,000 円に、デイサービスセンターいちい管理運営事業費の指定管理料、燃料高騰分 147 万 1,000 円を 143 万 5,000 円に、養護老人ホーム寿光園管理運営事業費の指定管理料、燃料高騰分 172 万 8,000 円を 236 万円に訂正するものでございます。

27 ページ中段の説明欄でございます。

四款衛生費は、学生寮管理経費の指定管理料、燃料高騰分 120 万 6,000 円を 45 万 9,000 円に訂正するものでございます。

五款労働費は、労働会館管理経費の指定管理料、燃料高騰分 6 万 4,000 円を 1 万円に訂正するものでございます。

29 ページ中段の説明欄でございます。

六款農林業費は、自然環境活用センター管理費の指定管理料、燃料高騰分 10 万 5,000 円を 9 万 6,000 円に、農村環境改善センター管理費の指定管理料、燃料高騰分 691 万 1,000 円を 661 万 7,000 円に訂正するものでございます。

29 ページ下段から 31 ページ上段の説明欄でございます。

七款商工費は、物産センター管理運営費の指定管理料、燃料高騰分 6 万 5,000 円を 9,000 円に、中心街活性化センター管理運営費の指定管理料、燃料高騰分 869 万 2,000 円を 191 万 1,000 円に訂正するものでございます。

35 ページの下段の説明欄でございます。

十款教育費は、屋外体育施設管理費の指定管理料、燃料高騰分 5 万 5,000 円を 3 万 9,000 円に、有料パークゴルフ場運営管理費の指定管理料、燃料高騰分 9 万 4,000 円を、29 万 8,000 円に、スポーツセンター管理運営費の指定管理料、燃料高騰分 153 万 2,000 円を 26 万 2,000 円に訂正するものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして 21 ページ中段の説明欄でございます。

二十一款、諸収入は、備荒資金組合交付金、847 万 8,000 円の減額を新たに加える訂正でございます。

これに伴いまして、1 ページになりますが、第 1 条第 1 項中、歳入歳出予算の補正額 481...、もとい、498 万 6,000 円の減額を 1,346 万 4,000 円の減額に、歳入歳出予算の総額、107 億 516 万 3,000 円を 106 億 9,668 万 5,000 円

にそれぞれ訂正するものでございます。

以上よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

5 番千葉健一君。

5 番（千葉健一君） ただいま副市長の方から御説明がありましたけれども、今回わずかな期間の間にですね、このような訂正に至ったということは、よほど重大なことがあったということなんだろうというふうに思うんですが、その辺のことで御説明をいただけることがありましたらお願いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 千葉議員の御質問にお答えいたします。

今回、御提案いたしました一般会計の訂正につきましては、原油産油国の原油高騰ということから、それぞれの指定管理施設につきまして、指定管理料にかかわる部分によ...、中で、燃料高騰分につきまして、高騰に見合った部分の変更を行うということで、これにつきましては、それぞれの指定管理者施設におきます契約、協定条項の中に消費者物価指数が 20%変動した場合においては、協議を行うと、こういったことをもとにしまして、今回、指定管理料の変更につきまして、本年度の臨時的措置という考え方で提案をさせていただいたところでございます。

当初の補正の際におきましては、消費者物価指数をもとにしながら、4 月から 8 月までの平均上昇率を持ちながら平均単価という考え方で、上昇率に見合った補正という考えでありました。

またもう 1 点は、それぞれの年額精算方式と支払い方式という考えがあったわけなんですけども、それぞれの指定管理者の方からの申し出等でもございまして、一部実勢精算において払い戻しと、こういったものが生じるといことも踏まえながら、改めまして、この提案された部分につきまして、検討という形の中で加えた結果をもとにしながら、今回訂正という形になってございます。

ただいま申しましたように、消費者物価指数との、単価という部分等の中で、特に実勢価格と...の中で、大きく差を生じるということが、私ども提案した以降に、その部分が判明されたということで、これらにつきましても、十分に施設間という部分で大きく不均衡を生じる施設等もございました。

そういう中で、こういったものにつきましての一部訂正という考え方で、改めまして本年 20 年 11 月までにそれぞれの施設等におきましては、使用量、燃料使用量等

が確定をされたということと、実勢価格に見合ったた  
かく...、単価差という考え方のもとで、のもとで訂正を  
さしていただくところでございますし、また、それぞれの  
施設におかれましては、既に燃料等が消費をされていると、  
こういった状況の中におきまして、それぞれの施設におきま  
しては、縮減、運営にかかわる部分の縮減を図りながら、  
今日まで至ったということも判断をしながら、年度内に支  
給をしていくということが非常に重要でないかというもと  
で、今回、訂正という形の中で提案をさせていただいたと  
いうことでございます。

いずれにしましても、それぞれの提案時の部分と再、  
今回提案した部分におきましての部分の実勢単価とより  
近い部分での考えの部分での判断ということで、慎重の中  
でも十分な予算組みの、という部分での組み立てが必要  
ではないかということから、妥当としまして、訂正、訂正を  
させていただくところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

5 番千葉健一君。

5 番（千葉健一君） 今部長にお説、御説明いただいた  
んですけども、皆さんがたはやっぱり数字のプロです  
よね、そういう意味で今回のその実勢に合わすというこ  
とで...、だとしてもですね、燃料の高騰っていうのは一  
般市民初め日本中皆さんだれでもわかってたことです。  
だと思うんです。

やっぱその中で、市民生活を支える皆さんがたが、や  
はりそういうところにはいつも気を配りながらの中で、  
徹底、やっていただければ、多分、このような訂正  
なくても済んだんじゃないかなというふうな思いもする  
んですが、その辺はいかがでしょう。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 千葉議員の再質問にお答え  
いたします。

ただいま議員御指摘がありましたように、私どもも予  
算を上げる段階において、より慎重な中にも適正な予算  
という、計上するべきというふうにご考えてございませ  
ん。

御指摘があった部分については十分踏まえて、今後も  
含めまして対処すべきことというふうにご考えてござい  
ませぬ。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） はい、先ほど説明ありましたよ  
うに20%を超えるというふうに入ることとあります。

20%を超えるということと向こう側から提案というか、

そういう話し合いを持つということと協議をされた結  
果が、最初に出された訂正前の議案だったというふう  
に思っています。

それを、各指定業者の皆さんに提示して協議してき  
たはずだと思っています。

あれを見て、各施設にこれだけの差がある。重油の値  
段に差があるということが協議の段階でわかったはずだ  
と、だれでも見れば現状価格との食い違いというのが明  
らかだというふうな思っわけですけれども、それをなぜ  
見過ごしてしまったのか、そしてそのあとと庁議などで、  
その議案提出の前に精査をしたと思っわけですけれども、  
それでも見逃されて間違っったものが提案されたという  
のは、非常に大きな問題だというふうに思っています、  
その辺の見解をお願いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 佐々木議員の御質問にお  
答えいたします。

ただいま議員からも御指摘ございました部分、当初の  
提案段階等、さらに今回の部分を含めまして、相手側の  
協議という部分の御指摘の部分かというふうにご思っ  
てございませぬ。

この件につきましては、私どもの方といたしましては、  
当初の契約条項に載っております、消費者物価指数、  
これが一つの基本というもとで考えていたという部分で、  
それに比例をしながら、消費者物価指数に沿った単価の  
部分の差額というけん...、考え方でもっていただけ  
ありますけれども、議員御指摘のように、それぞれの施設  
間において不均衡が生じているということも私どもも、  
その段階において明らかになったという部分で、改めま  
してこの部分については、十分精査をする必要性という  
とらえのもとで、今回提案をさせていただいたという  
ことと十分この件につきましては、今後とも慎重に扱  
うという考え方とさせていただきますので、よろしく御  
理解をお願いをしたいと思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） 先ほど言ったように、まず指定  
管理者との協議があって、そこで見つからないにしても、  
その後のチェック機能というのがどういうふうな果た  
されていたのかなという疑問を強く感じるんですけども、  
そのチェック機能、具体的に何度もその精査、たん...、  
もちろん担当でも全体でもやっけると思っわけです  
けれども、その辺の見逃した。

なぜ二度と起きら、起こらないということを前提に、  
やはり反省しなければならぬと思っわけですけれども、  
その辺をお願いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 佐々木議員の御質問、再質問にお答えいたします。

チェック機能というお話かと思いますが、先ほど申しましたように私どもの方としましては、当時の指定管理者の協定の中の 20%の消費者物価指数という一つの基礎という部分で、とらえたということの考え方でございまして。

そういう状況のもとで、結果として実勢価格との差というものが生じたというところについて、改めてその部分について修正という考え方で、今回、再度提案をさせて、訂正...、補正予算を上げさせていただいているという内容でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） 何度も同じようなことを言いますが、二度と起こらない対策ってこれからどう考えるかというチェック機能をどうするかという、いま間違っていた、残念ながら間違ってしまったわけですから、今後はどうするかということも一つ反省点として、とらえておかなきゃならないことだと思うんですけども、お願いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） 佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

今の間違ったというお話でございますが、取り方の違いで今回物価変動指数ではなくて単価にしたいということでございます。

上昇率については、それぞれ同じ割合で...、で上昇してございますが、その当時の契約単価が違ったということで、同じ単価に上昇率を掛けても、例えば高いときに契約して上昇率をかけたもの、低いところで、低い単価のときに、上昇率が、同じ上昇率があってもですね、掛けたら単価が違ったという形が出ると、個々には、個々の施設上では問題はなんですけど、ないんですけども、見比べた時点ですでね、不均衡が生じると。

それを解消したいということで、今回訂正をさせていただいたということでございますので御理解をいただきたいと存じます。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 20 分 休憩

午前 10 時 21 分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の答弁に追加答弁を願います。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） 今お話をさせていただいた、問題ない、問題あるの話しということでちょっと訂正をさせていただきたいと思いますが、施設が、施設にとっては妥当な数字というふうに理解をしてございました。

ところが、施設間では不均衡が生じるということで、この件についてはチェックできなかったという点で御指摘がございましたので、今後、慎重な協議を行いながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

7 番横山久仁雄君。

7 番（横山久仁雄君） 今回の訂正の関係ですけれども、訂正の関係ですけど、これ修正をする、訂正をするということは重大な瑕疵があって、訂正をするということというふうに僕は理解をしてるんですが、まずその 1 点確認をしておきたいと思います。

重大な瑕疵があったということを認められているのかどうかということです。それがまず 1 点と。

それから、もう 1 つは、この予算書を提案されて私たちはこれまでの間、この提案された予算書で調査をし、議論をし、そして今日ここに臨んでいるわけですよ。

そしてここで、今訂正をされるということで、しかもこれだけな、の数ですね、各会計のところでは件数にすればですね、10 数件になります。

これらが訂正をされて、今この場で審議をしていかなければいけないと。このことについてどのようにお考えなのかということ。

それから、先ほど、副市長が言われた、各、副市長も、それから総務部長も言われましたけれども、各施設ごとに不均衡があるという話でした。で、これはですね、民間活力を導入するということで、指定管理者制度ですよ、そして指定管理者の方々に、経営努力をしていただくと、これを民間のノウハウを使って経営努力をしていただきたいと、こういうことだと思うんです。

ですから、その時に不均衡が生じるというのは、当然、初めから不均衡があるということを前提にしたものだったと思うんですよ、ですから僕たち、かつての、この指定管理者制度を、数年前になりますけども、この指定管理者制度導入についてどうかということでいろいろ議論あって、賛否両論の中で、これ、指定管理者制度というのが導入されてきたという経過からいえばですよ、そういう不均衡が生じるということを前提にしてやったやつが、今度は不均衡が起きるからといって、みんな同じようにしてしまうんだったら、何も指定管理者制度の意味がないんじゃないですか。

そして、そのことを前提にして今度は補正予算の訂正と、ここのところの整合性はいいというふうにか

えればいんですか。

以上です。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 御質問にお答えいたします。

ただいまの部分で、今回の訂正部分につきまして重大な瑕疵があったのかという部分の内容かと思えますけども、1点目につきましては、私どもといたしましては指定管理の協定に基づきます部分において、今回、指定管理料の消費者物価指数等、実勢価格における差という部分の中からの、とらえという形で改めて訂正の、としての補正予算を上げさせていただいたという考え方に持っております。

また、2点目の各施設ごとの不均衡という部分で、議員も御指摘ございましたように、これらの指定管理施設等につきましては、民間ノウハウを生かした経営感覚というしさい制度というものは、私ども承知をしてございます。

しかしながら、今回のように燃料高騰という部分から考えますと、いわゆる消費者物価指数、契約条項に基づく20%条項という部分で、指定管理者側からの協議という部分も踏まえながら、私どもの方はその条項を十分尊重しながら、相手側の指定管理者ともお話をさした結果という部分のとらえの部分で、燃料高騰にかかわる部分の、それにかかわる部分の予算修正という考え方に立っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） どうも、今の答弁では理解できないんですが、それはそれとしてですね、この第...、最初に出てきた予算の案ですね、積算をされた予算で出てきましたけども、出すに当たっての金額の確定というかですね、予算の金額の確定ですよ。

これはどのようにされてどのような経過をたどって確定されたのかということですね、業者との協議が全くされないまま、こちら側の、行政の側だけで勝手に決めて出した予算の数字なんですか、それとも相手側とですね、協議をして、ほぼこれで了解ということですね、後は予算が通ればそれは執行されるわけですけど、これで了解という形ですね、これ上げてこられたものなのか。そのところはもうどうなっているんですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 再質問にお答えいたします。

今回の当初に提案された部分の提案の確定という部分での御質問かと思えます。

この件につきましては、消費者物価指数を基準、基本

としながら、それぞれの指定管理施設が契約をされた時点から、今年の8月段階をもって、指定管、消費者物価指数は2割を超えているということのもとを...、の中から、それぞれの施設ごとにおきます消費者物価指数上昇率に、をもとにそれぞれの契約した段階での単価、これに消費者物価指数を掛けた上昇分を年間指定管理時におきます、し、燃料使用量、これに見合った部分をもとにしまして、全体のそれぞれの指定管理料としての、燃料高騰分についての予算措置という考え方で消費者物価指数を基本とした部分での確定という考え方で、今回、当初で、訂正前においてはそのような予算づけをさせていただいたところでございます。

またもう1点の部分の各指定管理者との協議という部分かというふうに思いますが、これらにつきましては、それぞれの指定管理施設側との協議を行った段...、協議を行いました中において、私ども市の算定がこういっ...、先ほど申しましたような考え方という部分を含めまして、双方での協議結果という部分で、それぞれの予算の部分を補正予算として計上させていただいたという内容でございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「最初にだされた...」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） 1回目の最初に出されたですね、予算のところに出された数字というのが、訂正前の数字というのが協議に基づいて提案をされたら、こういう理解をします。

そうすると今度、2回目の提案されたのは、これは業者との了解はどうなってるんですか。

この前、数日前にこれで確定をし、ですね、ほぼですよ。業者との間では、それで、お互いに了解をしますね、そして提案をされて、今度は、それを修正して、そして提案をされている。しかも1,000万円ぐらい違うわけですから総額にすると。

そうすると、それ個々の業者によっては、個々の業者にあれなりますから、ですから、一つが1,000万円とはいいませんけども、しかし総額で言えば1,000万円から違うわけですよ。

そうするとそれが、業者、今度もまた業者と、それは了解をされてここに出てきているというふうに理解をす

るとすればですよ、先ほど言ったように、経営努力っていうのが、一体どこに反映されたのかということですよ。基本的に経営努力...、努力を払ってですね、そしてこの施設を運営をしていただきたいと。

については、これだけの管理料と...、指定管理料と燃料費これだけあげますっていつつくったものじゃないんですよ、積算見積りがこれだ...、この金額ですとその積算の中に燃料費がこれだけあり、含んでおりますよと、燃料をこれだけに見積りましたよということですよ。

そうやって、指定管理をした管理料を総額を出したわけですよ。

その中に、灯油分も含んでます。灯油分っていうか燃料分も含んでますと、経費ですね。で、これだけで年間運営をしていただきたいと、そこによ...、その中で経営努力によって、利益を得たものについては、あなたのポケットにしまっていて結構ですよとこういうことですよ、基本的に。

そうするとですよ、相手側の利益を保障するものではなくて少なくとも、その中で経営努力をしていただいてあなたの利益を捻出してくださいと、そういうことですね。

そうすると、その業者によっては経営努力によって吸収できる業者もいるでしょう、できない業者もいるでしょう。

ですからこれ以上、経営努力はもう限界ですよという人もいるでしょう、一方にはですね、そのことは理解しますよ。しかし一律に、みんな上げなければならないということではないですよ、そうですね。

ですから不均衡生じるのは当たり前のことじゃないですか。

そうしたときに、なぜ不均衡が起きたから、起きるから、こうしなきゃならん、あぁしなきゃならんという話になったのかという経緯がわかりません。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 横山議員の再質問にお答えをさせていただきますと思います。

御承知のとおり、指定管理者制度というのはそれぞれ努力をして、それぞれの与えられた仕事を遂行するというのが基本であります。

その中であって、ことしの例なんか非常に急激な高騰というのが出てきたわけですね一つには、もう一つは北海道サミットあるいは、それに類するような会議等、あるいは外国の状況から観光客の落ち込みは相当でてきたと。

そうしますと、それぞれ観光的な施設を持っている状況のところについては、先ほど御指摘ありましたとおり、経営努力によって一生懸命やられるのは当然であります。

しかし、今回の4月から8月、あるいは10月状況にお

いて、非常に底なしに値段が上がってきたと、こういう状況を見ますと、特に観光的な施設で委託をしておりますところについては、これは特にお風呂なんかたいてるところは、1人入ろうと、100人入ろうと、常にたいていような状況で、現実にはそういう高騰に耐えられない状況が、現実的にみまわれている。

これは私は、それぞれ理解をしなければならぬ大きな課題でなかったかと、このように思っております。

そういう中で、きょうや...、契約の中で、そういう状況が、こればかりでないですけども、そういう事態ができた場合には双方は協議すると、こういう1項がございしますから、それに基づいて協議をさせていただいたと。こういうのが実際の問題であります。

今御指摘を受けた中でですね、みんな一律にしてやるのかと、こういう問題の御指摘がございました。

現在、やはり一つの条項として20%という燃料に対してですね、そういう制約の中で行なっていたわけでございますけども、今、均衡がとれるか、とれないかという御質問でございますけども、私は通常の状況の値上がりであれば、今、横山議員の御指摘のとおり、私はその通りであります。

これだけ急激に上がってきますとですね、これは大変、それだけの指定管理者をやっていらっしゃる業者についても、あるいは市と供用してやった中でですね、やはり双方で信頼関係の問題も出てくるでしょうし、あるいは、今後の経営、今後の経営というのは、冬から3月、12月から3月の状況もですね、今下がってきておりますけど、また2月、3月になって上がる場合も当然出てきます。

ですから、そういう事態には協議をまた重ねなきゃならん状態も出てくるだろうと。

このように私は、今年度についての燃料の高騰についてはそういう理解のもとにですね、進めてきているということをお互いに御理解をさせていただきたいと、このように思います。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

17 番日里雅至君。

17 番（日里雅至君） 今、市長の方からお話あった部分についてはですね、理解をいたします。

しかしですね、やはり指定管理者、先ほど横山議員がですね、申したとおり指定管理者の条例含めてですね、いろいろと議論したときの経緯っていうのは、まさに横山議員が言われたとおりだというふうに私も理解をいたしております。

この契約する分については仕様書ですか、それから募集要項だとか、協定書だとか、そういったものを見てですね、お互い合意をしながら、選定委員会にかけて、そういった部分の中で、きちっとチェックをしてですね、やっている。

そこで、今19件ですか。19件から20件ありますけども、この部分については施設のレベルがですね、相当いろんな部分の中で違っていると、いうふうに私は感じております。

その部分の中で20%上がれば、そういった協議に応じると、それは理解します。

ただその中で、今言っているように平準化する、その単価っていうんですか、上のたん...、今見積もっている単価と、その部分のところが非常に理解できないで私はいるんです。

協定した分の中で、例えば50円で協定したと、今の、それこそ4月から11月のその使った量だとか、単価だとかってというのは、例えば、ゴルフ場だとか、温泉だとか、物産センターだとかっていう部分の中では経営しているわけですから、1カ月のものっていうのは出てくるはずですよ。単価も。

そうであれば、要するに4月から11月分の仕入れの単価をですね、その中で割って、例えば、80円であったり、114円であったり、93円であったり、いろいろな部分でこぼこありますよね、その部分の平均値をきちっと出して、その中で使用量を引いて、使用量掛ければ明確にですね、この部分については出てくると思うんですよ。

それも、今言っているように指定管理者ってのは、自分たちの運営努力っていうか、そういった分の中でやるわけですから、必要、20%きましたよと、そういった分の中で、差額については持ちますよということで、そういったその積算がねやってこえれば、明確に申請していただいて、その部分を積み上げたというのであれば非常にわかりやすい話だと思うんですよ。

いや、それは私の意見ですから。

だからそういった部分の中で積算の部分の中でその相手、その指定管理者の皆さん方の御意見含めてですね、前回のパークゴルフ場の指定管理者の部分もありましたけども、協議する、協議すると。あの部分については3カ月ありました、契約してから3カ月。

今回の部分については協議して何日も経っていないわけですね。その中で本当に協議ができたのかどうかっていう、自分の中では、疑問が残ると。

だから、この訂正の部分についても、非常にちょっとわかりづらいというふうに思うんですけども、その辺についていかがですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） はい、御質問にお答えいたします。

今回、変動をどこでとるかというのが、内部の議論になりました。

各指定管理者の契約時の単価、今50円という話をされましたけれども、50円から現在の物価指数に掛けていくと、これは個々においては問題ないと、指定管理者と話をして、指定管理者としては納得をしていただいているところでございます。

しかしながら、先ほど話しましたように、各施設間で契約した時点の物価指数の変動が非常に大きいというところがございます。

本来であれば、先ほど横山議員もおっしゃられましたけれども、指定管理者が、それを自分の努力でできるということであれば、それで普通は終わるんでしょう。

ところが、我々が指定管理者に指定として出すときにですね、管理料計算してございます。この管理料、先ほど50円ということでございますから、50円として、50円で契約してございますけれども、これを見込んで指定管理者はそれを歳入として、歳出を組みながら営業努力をされながら、今運営していただいています。

その基本的な数字が今回動いているということですね、その分について、やはりこちらから出すべきだということと考えているところでございますし、なお、今日里議員がおっしゃられたように、それぞれ努力をされながらやっている、きてございます。

例えば100円のを外から買って、20円安く買っている場合もあるでしょう。また、内部で100円のを、内部で、市内で調達するために大量でないから90円の場合もあるでしょう。これが指定管理者の努力なのかなというふうに思っております。

ですから、ここに入っていくと指定管理者の努力まで全部帳消しにしてしまうというふうに我々考えたところでございまして、実勢単価で単価を算出するべきだということで今回、計算をし直しをさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「見解の相違」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は承認されました。

日程第2

議案第 1号 平成 20 年度富良野市一般会計補正予算(第7号)

議案第 8号 指定管理者の指定について(富良野市女性センター)

議案第 9号 指定管理者の指定について(富良野市日の出町駐車場)

議案第 10号 指定管理者の指定について(富良野演劇工場)

議長(北猛俊君) 日程第2、議案第1号、平成20年度富良野市一般会計補正予算及びこれに関する議案第8号、指定管理者の指定について、富良野市女性センター、議案第9号、指定管理者の指定について、富良野市日の出町駐車場、議案第10号、指定管理者の指定について、富良野演劇工場、以上4件を一括して議題といたします。

最初に、議案第8号、指定管理者の指定について、富良野市女性センターを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番千葉健一君。

5番(千葉健一君) 女性センターの指定管理、今回5年ということなんですが、前回確か3年だったような気がするんですが、その辺のなぜそうなったのかの御説明をお願いしたいと思います。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長(細川一美君) 千葉議員の御質問にお答えいたします。

指定管理者制度が発足をした段階においては、それぞれの施設につきましては、新たな部分での指定管理者制度ということから、1回目の段階では3年を一つの基本という部分で進めさせていただいたところでございます。

それぞれの施設につきましては、指定管理期間が終わったという部分から、指定管理等に、施設については5年を原則とする一つの状況がございまして、今回5年という形で改めまして、3年から5年という部分に、それぞれの部分5年という形で整理をさしてきたところでございます。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) そのほか質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ以上で議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号、指定管理者の指定について、富良野市日の出町駐車場を議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号、指定管理者の指定について、富良野演劇工場を議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

8番岡本俊君。

8番(岡本俊君) 演劇工場の指定管理についてなんですが、今ほど議論あった燃料に関してですが、どのぐらいの積算根拠をもっ...、単価を含めてですね、どのぐらいの単価をもっているのかということと、先ほど来お話しがあったとおり20%、物価上昇率が20%ということでもあります。

今の情勢でいくと、先、これから先を読むというのは大変難しいというふうに思いますが、仮に今回は20%上昇ということでの議論がありました。

逆に言えば、マイナス20%という、物価上昇率が20%となった場合は、今回この演劇工場含め、料を含めてですね、その積算含めて変わるということになれば、プラスの部分もありますけど、逆に言えば返してくださいということもですね、考えられるんでないかというふうに思いますが、その辺についてどうなんでしょうか。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長(細川一美君) 岡本議員の御質問にお答えいたします。

今回、指定管理となります富良野演劇工場につきましては燃料といたしましては、灯油は3万9,000リッター、単価が100円ということになってございます。

もう1点の部分でございますけども、指定管理条項の中に演劇工場につきましても、同様に20%条項を組み入れてございますので、プラス、マイナス、いわゆる物価変動等が生じましたら、同様な考え方で今後は進めるといふようになってくるというふうに、考えてございます。

以上でございます。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

8番岡本俊君。

8番(岡本俊君) この管理料の算定の時期なんですが、今単価100円というお話でございました。

今現実では、70円とか、そういう話も、現実的には70円前後というふうに理解しております。100円という時のですね、この契約の算定の時期はいつだったんでしょうか。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） この単価につきましては、指定管理者選定委員会が10月7日から11月の18日までの間、4回開いてござい...、開いてございます。

その間におきまして担当課の方で、9月段階をもっての単価という部分で、それぞれの指定管理等の計画案になってございます。

それ以降含めましては、現状単価等が下がってございますけれども、先ほど申しましたように契約条項に沿った中での消費者物価指数等が変動した段階においては、同様な考え方で、これらについては増減あった場合については変更等の扱いをすると、指定管理料除いて燃料高騰分、あるいは引き下がった部分については、そういう扱いをするという考えに立ってございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） 10月段階から、都合4回、会議を開いて決めたということですが、最終的にいつ決定したのか、上程するにあたってですね、この契約においてですね、9月、10月からスタートし、そして9月の灯油代ということ、最終的に逆に言えば、10月、11月になればですね、価格は右肩下がりで落ちてきたと。

そういうふうなことに對する考慮というのはですね、なかったのか、どうかということですね、つまり20%条項があるとすれば、逆に言えば、20%になった時には発動するわけですから、逆に言えば、より現実的な数字で算定すべきでなかったかというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

逆に言えば、スタートラインが100円ということになって、年々その差額が広がれば広がるほどですね、逆に言えば、現実的に言えば、指定管理者のですね、収入というのですか、利益がふえるというふうにごう、単純にごう思うんです。

人件費もあるから、トータルで考えればまた別な問題ですが、部分的にとらえ...、考えればですね、より現実的な数字を使えば良かったんでないかというふうに思いますが、その点についていかがでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 岡本議員の再質問にお答えいたします。

最終的に指定管理にかかわる部分の決定につきましては、指定管理選定委員会が11月の19日に開催されました。

その段階で、全体的な指定管理料を含めまして、決定をさせていただいたところでございます。単価等につきましては、9月段階の単価ということで先ほどの部分で御答弁をさせていただきました。

そういう中で、私どもといたしましては最終的な決定といたしまして、9月のそれぞれの担当課で積算された価格を持ってという考え方のもとで、当然、今後におきます物価上昇、変動、こういった部分の時点において、これら等については精査すべきという考え方のもとで、決定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） 今の関連してですね、これは全部の演劇工房、工場だけでなく全部にわたる話かなというふうに思いますけれども、今言われた20%条項って何かですね、20%、物価変動が20%以上あった場合の云々ということになりますけれども、今回の補正の中にあがってきているすべてにあるんですが、20%以上変動したから、先ほどの話では11月分までについて精算って何かですね、それらについて指定管理料の再計算って何かですね、積算見積もりの修正をしたと、こういう話でした。

そうすると、この場合もそうですが、契約の時期、ときから20%なのか、あるいは今回のように精算をした後20%なのか。どこを起点にする...、してそういうことが起きてくるのかということの一つは教えていただきたいと。

それから、3月段階で、また例えばですよ、上がったなんていうと、じゃどこで、どこを起点にして、また4月までさかのぼるのかね、11月でとどまるのか。

ですから、11月で、までは正常にこの修正によって修正された、あなた方が提案をしてきた金額によって正常に運営されてきたとすれば、11月から、正常に運営されるというか、そういう想定のもとにこれだけの指定管理料でやってもらうということになってるんですね。

するとそっからのことなのか、よくわからないんですが、その辺のところをちょっと正確に教えていただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 横山議員の御質問にお答えいたします。

全施設の部分のお話して演劇工場との部分の違いかと思ひます。

契約条項を朗読させていただきますので、そのように御理解いただきたいと思います。

第23条についてはですね、経済状況など著しく変動した場合、甲乙協議の上、指定管理料を変更することができる。

2つ目の2項としまして前項の場合、契約締結日を基準日としまして総理府統計局発表の消費者物価指数北海道または、厚生労働省北海道労働局発表の最低賃金が

20%以上変動した場合に、協議を行うということで、契約、協定締結日が基準日となります。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） それでは確認しておきますが、この演劇工場の場合についてもですね、同じように適用されるということですね。

そうすると、何回も、もし変動があれば何度も、4月に、その契約時間に戻るんですね。5年間の間。そういう理解でいいんですか。

そうすると、例えばですね、現実の問題として起きてきたのが、ことしの夏の原油高騰ですよ。

そこで、引き上げましたと、で、変更しました、あるいは協議の結果、僕は協議というのはむしろビジネスですから、この場合についてはですね、交渉ごとだと思うんですが、その結果、引き上げ、引き上げというか積算見積もりが変わりましたということで、4月にさかのぼるんですね。

12月に今度は下がったといったとき、また4月にさかのぼるんですか、それでまた20%なんですか、でまた、翌年になって20%、20%っていうのはどこと比較するのかといったら、全部締結時っていうんだしたら、そこと比較しながらずっと戻ったりいったりするわけですか。

そこんところちょっとわからないんです。でそういう意味で、そこんところのことが理解できるように説明をいただきたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 再質問にお答えいたします。

まず、全施設の関係等での物価上昇の関係の判断の部分については、先ほど申しましたように、20%以上変動があった場合については協議ができる。

変動に当たっての基準日は、協定が締結された日という考え方ですので、4月1日にされたとし、21年4月1日で、それ以降22年以降等の月々等で、変動が2割を超えているような状況があれば、その時点、時点で、双方からの申し入れ、協議等があった場合において、それに部分で協議を開始をするという形であります。

そういう考え方で、それぞれ5年間の中の部分で、変動に見合った部分において協議をするという考え方に立ってございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） まだわかりません。

契約の段階と比較するんですね、常に。

3年たっても、5年たっても、そうして、そのときに、

どう、その見積もり額の、積算見積もりした分は、どうかの部分であれですか、金額の変更になるんですか。3年前のやつといまと比較して20%、そして今度、来年になったらまた4年前のやつと比較して20%ですか。

そうすると、少しずつ上がっていても、あれですね、ことしも20%をもう超えていますと、で、来年、今度25%になりましたしたら、また20%が、25%ですから、これあれですよ、4月にさかのぼってまたやるんですよ、23%と、また4月にさかのぼってやるんですよ。

だからその起点がね、そこを起点としてったときに20%、25%、23%って、ずうっといつつ、いったりきたり、いったりきたりやってるわけですか、その4月まで。そして、そのたんびに4月からの差額が発生してるからってという話になる、話になるんですかこれ。

議長（北猛俊君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時11分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の横山久仁雄君の質問に御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 横山議員の再質問にお答えいたします。

1点目といたしまして、全体にかかわる指定管理者施設の物価変動等の部分の、まずお話をさせていただきたいと思っております。

消費者物価指数、それぞれの部分において、各年度において、契約締結時より20%以上変動した場合においては、それぞれの年度において、物価指数にという部分での協議が開始をされるという考え方に立っております。

その場合において、単価はどうするかという部分でありますけれども、その部分は今回の訂正議案で御説明をさせていただきましたように、それぞれの市が燃料供給単価をもっていますので、その平均単価、こういった形で精算行為を行っていくという考え方でありまして。

もう1点、精算でなくて、失礼しました。今回、訂正として上げてございます。

それぞれの施設につきましては、4月から11月末までの実勢単価の確定をしたという形で、すべてがこの中で指定管理料等について整理をするという考え方に立ってございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第1号、平成20年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

質疑は、予算第1条の歳出より行います。

事項別明細書22ページ、23ページをお開きください。一款議会費、二款総務費、三款民生費、四款衛生費、22ページより、22ページ、23ページより、26ページ、27ページまでを行います。

質疑ございませんか。

13番東海林孝司君。

13番（東海林孝司君） 民生費の中で25ページの、425番、地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金につきまして、その内容、また経過を含め、市の...、それと市の対応についてお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 東海林議員の質問にお答えをしたいと思います。

425番、地域密着型サービス拠点等施設整備補助金の関係でございますが、事業内容等、それから至る経過について、少し長くなるかもしれませんが、お答えをまず申し上げたいと思います。

この事業、地域密着型のサービスでございますけども、施設整備をする施設については、小規模多機能型居宅介護という施設の状況でございます。

施設整備に当たりまして、国の地域介護福祉空間整備交付金の対象施設となっておりますので、この計画をつくりまして、厚生労働省に申請をいたしまして、内示をいただきました事業でございます。

したがって私ども、事業者につきましては、富良野市の地域密着型サービス拠点等施設整備補助金交付要綱というものを私どももってございますので、この交付要綱に基づき公募し、そして市が応募者の中から選定をしたと、こういう状況になってございます。

国に対しての交付金は1,620万でございます。歳入については十五款、2項、1目、7節で国庫補助金として受けてございますし、出す方としては、今ありましたように、425番で1,620万、1,620万の予算額を同額で出しておりますので、持ち出し財源はないと、このように考えてございます。

事業者選定につきましては、株式会社グリーンケア富良野というところに今施設整備を進めてございますので、この事業者から施設ができ上がり次第、補助申請の整備が上がってくるとこういう状況になりますので、私どもそういった内容を確認しながらこの1,620万を出していくとこういう状況にですね、なるのかなとこう思います。

このしょうきょ...、小規模多機能型居宅介護施設、これまでのサービスとはちょっと違っていて、通いあるいは訪問介護、泊まり、こういったことができる施設で

ございまして、中度あるいは重度となった場合におきましても、今後、在宅で生活が継続できるように、こういった支援をできるような形でということの...、とかが特徴がありますので、今後大きく見込まれる施設という状況で私たちはとらえましたので、そういうことで整備をしたという状況でございます。

特にこの施設整備につきましては、介護保険事業計画に盛り込まれていなくても、市が特に介護保険整備...、介護保険事業計画を推進に当たりまして必要な場合っていつきについては、市には施設整備をするということができることになっております。

したがって私どももそれに基づいていわゆる施設整備の計画を策定をして、厚生労働省にあげたという状況になりますので、そういった中で厚生労働省としても認めていただいていると、こういう状況になっている次第でございます。

改めて、私どもこの施設整備については、平成20年に入りましてから国の方として追加額ということが出てまいりましたので、その段階でいま申請をしたという状況になってます。2月の19日に申請をいたしまして、最終的に内示をいただいたのが、新年度に入りました5月の19日という状況でございます。

そういった中で、事業者公募、それから事業者選定ということに相なってきまして、今日に至るという状況でございますので、御理解をいただきたいとそういうふうに思います。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしい、よろしいですか。

13番東海林孝司君。

13番（東海林孝司君） はい、今の御説明の中で、この事業に対しての内容とかは理解をするとこなんですけど、それに当たりまして市の対応といいますか、ちょっと私も自分なりに、ちょっと調べさしたり、たり...、していただいたりとかし...、してましたけど、そんな中で自分なりに考えますと、やっぱり行政の社会的責任っていいですか、市長の説明責任ということについて、改めてお聞きしたいと思います。

市長としましても、日ごろ情報開示や市民対話、そういった市民との意見交換、共通認識、市民参加、市民合意による協働のまちづくりとおっしゃっている中におきまして、そういったことは市民また議会を含めて周知して、何を考え、何を目的としているのかということを経験として伝えなければならなかったかと思っておりますが、このことに関しましては計画立ててから、きょうの提案に至るまで、そういった流れがなかったわけでありまして、

事業自体は、そういう事業所の必要性とかは十分認識はさしていただきますけど、そういった流れ中で、なぜこういった情報っていつかね開示がなされなかったのか。

逆に唐突的に提案されたというふうに、悪く言えば、誤解を招くような流れになっているのではないかと考えております。

そのことについて、御回答いただきたいのと、改めて、今後においてもこのような流れで提案する、されることがありうるのか。

そういったことも今後のことも踏まえながら、その考え方をお聞かせ願います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 東海林孝司議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

ただいまの市の責務というか、市民に公表をしてない、あるいは議会に対してもそれらについて情報を提示しないと、こういう御質問だというに、それに対してお答えをさせていただきたいと思えます。

ただいま保健福祉部長の方から、概略についてはお話をさせていただきました。

市といたしましては、現在介護保険法の平成18年の改正によりまして大幅に、小規模多機能居宅施設関係を初め、29人未満のケアハウスだとか、もろもろの5施設が改正によって認定されるような状況になりました。

この中で、一つは先ほど保健福祉部長が御説明させていただきましたけれども、小規模多機能については、行政で計画的にやるという状況の、それで認定を受けてやるというものの施設では、一つではなかったということが一つございます。

そういう中で、市としてどういう方法で、今後この介護保険に伴う改正に伴う、これからどんどんそういう対象者がふえてくるだろうという状況の中で、これからやはりきちっと計画を立てる年次がございますから、それらの年次に合わせて、今後の、今小規模多機能以外のものも含めた中の認定を受ける状況のものについては、計画を立案して、それぞれ、市民、議会の方に御報告を立ててやるちゅうことは当然のことだというふうに認識をしております。

そういう状況の中であって、私のき...、保健福祉部長の報告によりますと、19年に総括的に福祉委員会の方で、これらの問題についてお話をされているというふうに記録が残っているわけでございますけれども、これらについては、総括的なお話でありますから、その後20年の経過となって、ただいま御説明した状況になったわけでございますけれども、私といたしましては、これらの必要性というのは、特別枠を設けたということではなく、それぞれ20年の段階の、2月の段階でございますね、そういう空きがありますよという、提起を受けてですね、御申請を申し上げたという経緯であります。

そこで、5月の段階で、それぞれ内定を受ける。予算

額の1,620万、これツーツーであります。

この1,620万の内示を受けた段階で、それでは必要性のあるこの施設に対して市においては公募が原則ですから、公募をいたしたわけでありまして。

この公募というのは、期間が多少短かったというふうに私たちも反省はしておりますけれども、こういう状況の中でですね、公募を、公募状況をつくって実際に当たったわけでございますから、私は、その後におきましては、それぞれ11月、10月の、それぞれ行っております、市長語ろう懇談会についても、明確に地域におろしてお話をさせていただいているところでございますし、あるいはそれぞれの団体の中において、実施している時折々にもですね、確定後におきましてはその旨のお話をさせていただいているというのが実態でございます。今御質問ありました件については、多少、今御質問あった経緯の中では、不足する部分は確かにあったというには思いますが、現実な対応については、そういう対応の中で、今まで現在きているということで御理解を賜りたいと、このように思うところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） このページで何点かあるんですね、全部まとめて3回しかカウントされないの、このページ数の中では3回しかだめなんですね。

別々に、それぞれ3回ずつカウントしてもらえらるんあれば、それぞれ一つずつ分けながらですね、寄与したいなというふうに思いますけれども、それはだめですね。

今の区切りの中での3回という...

議長（北猛俊君） 件数がどの程度になりますか。

7番（横山久仁雄君） ページ数、25ページです。4件なんです、それでまずですね、いやいいです。3回であれしますので、全部まとめて言います。

地域密着型サービスの関係、サービス拠点と施設整備補助金ということで、今東海林議員が質問された内容の関係についてお伺いをしたいと思います。

これのですね、まず計画がですね、計画というかですね、その考え方ができていった段階がですね、どうもわからないです。

なぜこういうふうになったの、急いでこういうふうになってきているのかっていうのがですね、というのは第3次計画の中には、第3次の介護保険事業計画の中には全くこれらについては触れられていないと、にもかかわらず今回、今4月から新しい第4次計画が策定をされると思うんですが、それを目前にしてですね、平たく言えば駆け込みのような形でですね、いま今年度中にこれをするというところの意味がわかりません。

これをですね、直感的な感覚で言えば、これから高齢化が進んでくると、だからそういう意味では急ぎ整備をしておきたいという直感的な感覚ではわかりますけども、数値的にですね、そのだから今急がんきゃならないというね、積極的理由っていうのはどこにあったのかを説明をしていただきたいと。で、なければですね、計画にないものは慌ててこれをしなければいけないということがですね、わからないですね。

しかも、パブリックコメントも何もされておりません。議会にももちろん、そのことについての議員協議会等を含めてですね公表されていない。しかし、もう既に10月から工事が始まっていると、そして議会に提案をされたのは、今月になってからと。

一体この整合性をですね、どのように考えて、それでも今しなければいけなかったという理由をですね、教えてください。

直感的にはわかります。しかし、きちんとそのところの説明をいただきたい。でなければ、議会としても、私どもとしても市民にどう説明をしているのか、説明がつかないというふうに思います。

そのところをきちんと整理をして説明をいただきたい。

それから、次に指定管理料の関係であります。

指定管理料についてはですね、ここに三つ地域福祉センターと、それからデイサービスセンターと、デイサービスセンターの山部といちいというふうになっています。

このときにですね、実は、この燃料費の関係、燃料費のですね、高騰分ということになっておりますけれども、見積もりのときにですね、同じ18年4月です。

18年4月に、デイサービスセンターいちい、いちいの場合ではA重油リッター50円、それから山部の同じ次期にこれ協定の締結です。

山部のデイサービスセンターやまべは、リッター47円なんです。それからハイランドふらの、これがリッター50円と、こういうことなんです。

この金額の差というのは、当初の積算金額ですよ。この差というのが、結局今のところの20、20%条項でなってきたときに、差となってあらわれてくるわけですね、積算するときに出てくるわけですね。

そうすると、これどうしてこんなに違ったのかですね、このところがですね、最初の積算するのが違ったのかと、この積算するのは実勢価格というよりも、市としてはこういう金額でなら納入できるでしょうと。これですれば、この施設で施設運営するにはできるでしょうということですから、ですから同じA重油で、山部と、

いちいと、それからハイランドと、むしろ山部の方が47円ということで低いわけですよ。

で今になって経営が厳しく、この差が利益に食い込んでくるから、だからそれは契約更改し...、更改ということですね、改定をしたいと、こういう金額の改定をしてほしいと、こういうことですから、そのところの出発点からね、同じ時期に同じ燃料を、どうしてこれだけの開きが出てくるのかと、このところの、こっから金額決まってきたという経緯からいえば、このところの説明をお願いをしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(北猛俊君) 議事進行ですか。

(「いいですか...」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 暫時休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午前11時33分 開議

議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議事進行の関係について、議会運営委員会を開催させていただきます。

暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時43分 開議

議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、議案第1号、平成20年度富良野市一般会計補正予算の審議の進行のあり方について議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長岡本俊君。

議会運営委員長(岡本俊君) -登壇-

議会運営委員会より御報告申し上げます。

ただいま議会運営委員会の中で、の中で、今回の横山議員の質問に関しまして、地域密着型サービスと、それとデイサービス含めて燃料高騰分の議論がございました。

このことに関してでございますが、より議論を深めるために、民生という部分での地域密着型、そして燃料高騰という部分の経済的な視点から、質問、答弁含めて分けて進行するという事で決定いたしました。

これから今後もですね、きょうの第1号議案含めて、今後ですね、燃料高騰分含めて、これから提案させていただきます。それもですね、燃料高騰分とそうでない部分と分けて審議していただきたいというふうに、審議するという事で合意いたしましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

議長(北猛俊君) お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、議事を進めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よってただいま報告のとおり進めさせていただきます。改めて横山久仁雄君の質問をお願いいたします。

7番横山久仁雄君。

7番(横山久仁雄君) それでは、別々にしていただけたということで、ありがとうございました。

地域密着型サービス拠点施設の関係についてお伺いを、改めて質問をいたしたいと思います。

この施設整備について、このことの必要性についての異議を唱えるつもりはありません。問題は、これを進行、進めるに当たってですね、進める、進行上の問題をお伺いをしたいと思うんです。

先ほども申し上げましたけれども、3次計画の中には全く入っていないと、この間の一般質問の中でも、4次計画についてはこれから策定をしていきたいと、現在4次計画はありませんと、こういう話でした。

で、そうしますとですね、これを、今計画になかったものを今の時期に、しかも年度末があと3カ月後に控えてですね、そういう状況の中で4月からは新たな第4次計画が策定されるんだろうと思いますけども、それまでの間に、なぜ今ここでしなければいけなかった積極的な理由は何なんだということが1点。

それから、これを進めるに当たって、市民に、あるいは議会にも何の提起もなく、突然補正予算という形でポンと上がってきているということから言えばですね、いかにも唐突な感じを免れないでしょう。

先ほど東海林議員の質問に対して、福祉部長の答弁では法的には問題はないと、策定をしていなくても、計画になくても、これについては申請することはできると、そういう答弁でありましたけど、私はそういう意味で聞くのではなくて、市民サイドに立って考えたときに、そういった計画のない、なかったものが突然に唐突に上がってきて、そしてパブリックコメントもなく、議会に提起をされたときには、もう既に計画書が国に上がっていて、もう内示までもうおりにいるという状況の中で、議会に提起をされてきたと。こういったことから言うといかにもですね、唐突に感じるのと、急遽、急いではですね、これを進めているというふうにしか思えないんですね。

そうしたときに、その急いで、どうしても今しなければいけなかったという積極的な理由ってのは何かあるのですかということが1つと、それから、この進める、この建物を進めるに当たってはもう既に建築がされています。

ですから建設がもうされて、来年の4月からそれをオープンをするということですから、当然建設が進んでな

ければならないわけですから、結果としてはそうなるんでしょうけれども。

しかし来年の4月からオープンをしなければいけない、それに1,620万ですか。その補助金を国からツーツーとはいえますね、それを急いで計画を出し、進めなければいけなかったということから言えばですね、どこでどういうふうに、市民はその情報を知ることができるのかと。

市長はこれまでも何度もですね、市民と情報を共有していくんですと、その中で市民参加のまちづくりをしていくんですと、こういうことを機会あるごとに言われましたし、執行方針の中にもきちんとして書いてございます。

そういったことが、そっちにおいてでもしなければいけなかった理由は何なんですか。

そのことをお伺いをしたいと思います。

以上です。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長(高野知一君) 横山議員の質問にお答えをしたいと思います。

先ほど東海林議員のところでもお答えはしたところなんですけど、改めてお話をしますと介護保険事業計画にやはり盛り込まれていなくても、この小規模多機能施設については、居宅サービス事業の範疇にございますので、それぞれの市町村が計画期間内で特殊な事項も含めてですね、施設整備の必要性も含めて出てきた場合については、施設整備が進められますよということが一つですよ。

それに加えて、その施設を整備をする当たって、補助金を受けて施設整備をするのか、補助金を受けずに施設整備をするのかについても多少、流れは変わってまいります。

補助金を受けずにやるとすれば、それはもう補助事業者が直接やるということになりますけども、今の関係でいきますと、補助金を受けてということになりますので、そういう流れに入ってくるのかなと。

私どもも、必要性の問題も含めて先ほどからお話のとおりなんですけども、改めて今後の要介護認定者の増加の問題であるとか、あるいはそういった中でも認知症高齢者の増加の問題であるとか、ということについては述べられておりますし、そういう面では必要であるということとっておりますし、この施設整備自体が通いと、泊りと、訪問介護ということで、一体になってその利用者に対して、いわゆる画一的に一生懸命できるっていうですね、改めたサービス体系でございますから、これは先ほど言いましたけども、今までとは異なる状況の中でできる施設ということになってございます。

したがって私ども第4期ということになれば、また平成21年度から始まりますけども、21年度で整備で

きるかという、そういう状況にはなかなかありません。

最低でも2年おくれというですね、施設整備の体系に入ってまいりますので、今回、先ほど言いましたように、厚生労働省としてこの施設整備の交付金事業ということで、追加額ということで出てまいりましたので、私たちは、そういったことでの追加をお願いをしてきたという状況でございます。

ただこの中で、市民参加の問題も含めていけばですね、今の状況からいって地域包括支援センター運営協議会という状況もあるんですが、この中でいわゆる計画に対する審議の問題だとか、そこには諮る問題だとか、いうことについては、多少、現行制度上、そういったものについては仕組みがですね、現在私どもの段階では取られていないと、こういう反省点、欠点はございますので、こういった面については今後含めて整理をした上でやっていくということになるのかなと思いますので、この点については、御理解をいただきたいなと、そのように思います。

それからパブリックってということなんですけども、この交付金事業自体は昔のことで言えば、施設整備資金に当たるものでございます。

したがって計画書自体の中身についてはですね、いわゆる市民情報、いわゆる参加のルール条例に基づくパブリックコメントを必要とする事業内容ではないということで、私たちも取り扱っておりますので、そういう面でパブリックコメントを要しない中での事業を進めたところという状況にはなっておりますので、この点についても御理解をいただきたいなと、そのように思っております。

この間、市民サイドの問題も含めてありますけども、介護保険事業計画の関係からすれば、5月の29日の日に第4期計画の市民福祉委員会が策定、協議会が設置をされました。

実質的な、実質的な審議が11月の19日に開催されました会合でありましたので、その中でも地域密着型の施設整備の内容、あるいは小規模多機能の居宅介護施設の内容等々の質問、意見等もございました。

私どもこの間の経過、内容、それから今後の進め方等々について、あるいは第4期計画における小規模多機能の居宅整備も含めて、いわゆる地域密着型の整備のあり方についてもその場でお話をさせていただいているところでございます。

そういうところで、この点については御理解いただきたいなと思います。

改めて市民、市民参加という観点からすれば、地域密着型の関係については、地域包括支援センター運営協議会というのがあるんですけども、先ほど言いましたようにこの審議会自体は今の仕組みの中ではですね、御理解

いただきたいのは、最終的に事業者を指定をする段階での意見を求めると、こういう機関になってまいりますので、今後、策定も含めて、必要ということも含めて私どもは考えていますので、そういった中で、いわゆる市民参加が得られるような仕組みをですね、今後も考えていきたいとこのように思っている次第でございますので、そういう点では御理解をいただきたいなと思います。

改めて一連の事業の中で、委員会含めて報告がされていないということも含めて確かにありました。私どももどの時点できちっと報告をするのがいいのかなということについては、十分、ちゅうちょをしたところでございます。

先ほどからありましたとおり、小規模多機能居宅施設自体が介護保険事業にかかわるいわゆる施設でございますし、昨年、平成19年度市民福祉委員会の中でも、いわゆる介護保険から介護保険サービスについて御議論をいただいた経過もございますのでそういった面からすれば、改めて施設整備をするという状況になった時点で、どうかの段階で、きっと報告をすればよかったなと思っております。

そういう点につきましては、きちっと内示をいただいた時点で皆さんに、議会側に報告をするということも含めてあればよかったのかと思っております。

私どもの考え方、あるいは行き届かなかった点があるのかなと思いますので、この件についてはおわびを申し上げたいなとそのように思います。

今後ともこういう状況があるとすれば、面的整備計画を上げて進めるという状況になればいろんな課題含めて、私たちも今回の中でわかりましたので、改めて整理をしながら事務事業を推進していきたいとこのように思っておりますので、御理解をいただきたいとそのように思います。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） お答えいただけなかったのが、急ぐ、急がなければならなかった理由というのがですね、市民のサイドにとってはどうだったのかというところが、どうもまだわからないんですが、先ほど申し上げましたように待機者がいてですね、実際に利用したいけれども、待機者がいて、いるにもかかわらず施設が手狭で、その待機者の方を満足させることができないと、このようなことでもあったのかなという思いで、僕は一つは聞いたんです。ですけどその答弁が、答弁がっていうか、そのお答えはなかったようです。

ですから、そういった意味ではですね、積極的な、急がなければならないという、積極的な理由は財政の面だけだったのかなという理解しかできないんですが、そういう理解でいいのかどうかですね。

それからもう一つは、もう一つはというか次にですね、先ほど、これいくつもあるものですから、それぞれ変わっちゃうんですが、公示期間が9日間というのが長かったのか、短かったのかということでもありますけども、この結果ですね、結果というか、公示期間の長さも大きく関係するんじゃないのかなというふうに思うんですが、9日間で公示を終了してですね、そして応募者が1社しかなかったということですね。

そうすると期間が短かったから1社なのかどうかということもありますが、これは推定しかできないんですが、余りにも短いのではないのかと、通常ですね、パブリックコメントだって2週間か、3週間するわけですから、そうするとこの募集ですから、そうするとそのことが周知徹底され、そして業者にすればですね、リサーチまでしながらですね、応募するかどうかということを考えるわけですよ。

それを9日間でやれというのは、事前にそういうことを知っていないと、これ9日間でできないですよ。多分。

僕は業者じゃないから、そこまでわかりませんけれども、業者がもし僕が言ってやろうかっていったときには、地域の状況をリサーチをして、採算が十分とれる、あるいはそのことの市民の熟度ができているということで、じゃあやってみようかというね、意欲が出るんじゃないのかなというふうに思うんですが、ここの辺の考え方についてお聞きをしておきたいと。

さらにもう一つは保険料の関係です。当然保険料にも反映してくると思うんです、介護保険料にも。

そうすると介護報酬が当然利用があれば、介護報酬ふえるわけですから、介護保険の保険料が変わってくると、にもかかわらず、先ほど言ったように市民は全く知らないまま、こういったものが進められてですね、介護保険料だけは市民の皆さん徴収しますよということになるわけですから、ここのところの問題もまた一方で出てくるのではないのかと、こんなふうに思うんです。

それから、先ほど言われたその公募の関係です、募集要項っていうのがあると思うんですが、募集要項の中に地元業者でなければならぬとかですね、1年以上そういったですね実績、そういった事業の実績を持っているとか、そういう要綱が多分あると思うんです。指定管理者の場合も同じですから、同じようにそういった要綱があるんだろうというふうに思います。

寿光園のときには、たしかそんなことですね、あさひ郷で執行、指定管理者のやつをとりましたから、多分、そういうようなことがあるんだろうというふうに思いますが、その募集要項はどのようになっているのかですね、一定の基準ってのがあると思うんですが、そのところをお伺いをしたいと思います。

以上です。

議長（北猛俊君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時01分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の横山久仁雄君の質問に御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 横山議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

まず一つ目の施設整備を急がれた理由ということでございますが、午前中の東海林議員の中でも多少お話をいたしましたけども、この小規模多機能型居宅、居宅介護施設、これまでのサービスとは違っていて、通い、それから訪問介護、泊りということの提供が可能になってございますので、中度あるいは重度となった場合について、在宅での生活が継続できるように支援できる、特に特徴がございます。

そういう意味で、在宅支援の体制の基盤を拡充をしたいという思いが強かったことがありますし、中でも、特に泊りの関係がですねできるということでございますので、今現在、いわゆるショートステイという意味合いからいけば、北の峯ハイツに2床しかございません。

そういう意味で、ショートステイという意味合いからいけばないということがありますし、ショートステイを使いたいという要望もですね、結構ございますので、そういった意味から緊急、急がれた部分についてもあるということで私どもは思ってる次第でございます。

もしこの時期が施設整備を逃してしまいますと、平成21年の関係については、予算をいただいて施設整備することについては、もう時期的になくなっておりますので、予算をいただいて、交付金をいただいて施設を整備するとなれば、平成、早くても22年度以降に、こういう状況になる施設でございますので、そういったことも含めて私ども追加申請の際に申請をさせていただいたということでございますので、一つは御理解いただきたいなとこのように思います。

二つ目の質問でございますが、公募期間の関係でございます。結果的に私ども5月の21日から30日までの10日間として公募いたしました。

面的整備計画書を策定した段階から、私どもはこの施設整備の進め方の一つとして富良野市域密着型サービス拠点等施設整備費補助金交付要綱というものを作成をしながら進めたいとこのように思っていましたので、その中で、交付要綱の中で、この募集については公募するという決めでおりました。

ただ、この要綱の中で公募期間を何日にするとか、い

う定め、規定はございませんでしたので、特に内示をいただきましてから日程的な問題等も考慮いたしまして、10日と決めたと。

その中身的にいけば、遅くなればなるほど選定された事業者もですね、工事等の関係も含めて手狭になってくるとこういうことも含めてあったものですから、あるかと思いましたので、できるだけ早く決めておきたいということが一つございました。

二つ目に、周知の方法として、いわゆる公募の方法としてホームページを活用するという点についても、いろいろと検討した上で取り上げられました。

この介護事業者がいち早く周知を図れるってことになれば、これしかないのかなということも今思っていて、やったとこでございます。

その前後いたしましてちょうど、全国紙で、介護新聞という全国紙がございます。私どもちょうど取材が入りまして、この公募についてもですね取り上げられました。

したがって、介護新聞、全国紙で富良野市の小規模多機能居宅介護施設の公募が全国紙に掲載されたこと、こういう状況にもなっております。

あわせて、報告しておりますけれども、ホームページに掲載をした関係のアクセス件数でございますけれども、10日間の間で323件のアクセスがあったという状況でございますので、全国的な関係者含めていけば、ホームページをごらんになったのかなとこのように思っている次第でございます。

次に保険料の関係でございます。

施設利用に伴うですね、ことになりますので、この利用については介護給付費における居宅サービス費の取り扱いになってくるかなと思います。

したがって、利用することにより当然給付費は上がりますし、それに伴っての保険料ということについても影響はしてくるのかなと思います。

ただ、この施設整備をしている関係の保険料については、第4期介護保険事業計画の中での保険料算定と、こういう状況の一つなるかなと思います。

施設整備に当たりまして、私どもも第3期における全体の供給量の問題、それに伴う介護保険料の推移の問題、いわゆる積立基金ということで余した関係もございまして、こういった施設整備ができたとしても、大きな保険料の影響については第4期に影響しないだろうと、こういうことも含めてありましたけれども、改めて今現在先ほど言いましたけれども、第4期計画の中でこの施設整備と含めてですね、私どももう一つできればつくりたいという思いがありますから、そういった施設整備も含めてですね、今、保健福祉委員会の中で、介護保険料の保険料も含めて、検討させていただいているという状況でございますので、御理解をいただきたいなと思います。

最後に、募集要項の関係でございます。

募集要項につきましては、応募要件、日程、選定の方法、選定基準、あるいは選定結果の通知、その他いろいろ連絡事項がございましたので、こういったことも含めて掲載をさせていただいているという状況でございます。

とりわけ応募要件にいたしましては、医療法人、あるいは社会福祉法人等々の資格要件のところですね、中心に記載をさせていただいてますし、日程等につきましても出していただく書類の関係も含めて掲載をさせていただきました。

先ほど言いましたように、10日間という短い期間中で、例えば本当に完璧な書類が提出できるのか、でき上がるのかということも含めてございましたけれども、要項の中、募集要項の中ではそれぞれですね、事業者によって持っている計画書というのがあると思いますので、そういった計画書によって提出についてもやぶさかではないと、こういうことも含めてお願いをして募集掲載をしたということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） 募集要項でいう、もう1点あれお伺いしたいのですが、募集要項の中ではですね、1年以上そういった事業をしているというその実績があるということが望ましいというふうになっています。

で、過去に行われた実地指導や監査等において重大な指摘がないことというふうになっているわけですが、今回の施設整備に当たっては、日本ケアサプライでしたっけ、日本ケアサプライ北海道支店ということで、ここで審査をしたんですね。この会社でね。

そして今度、実際にするときには、地元業者ということで、100%子会社で8月13日に設立登記とこういうふうな資料をいただいているわけですが、そうすると、これが1年間、その実績を持ったという理解をするのかどうかということですね、選定基準のときには、全国組織というんですかね、親会社で選定基準がされて、実際に実施するときには子会社ということになるわけですが、その辺の整合性というのは、その1年間云々というね、そういう整合性はどういうふうに理解をすればいいのかということなんです、その辺についてお伺いしておきたいと思えます。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 横山議員の質問にお答えをしたいと思います。

今言いました部分については、応募要件のなかで記載をされているですね一文かなと思います。

私も改めてこの要項の部分の中で、例えば通所介護だとか、認知症グループホームの関係だとか、そういう運営をしているとこということも含めてありますけども、この日本ケアサプライさん自体は福祉用具のですね、全国展開を中心に直営的にやっていると、こういう事業所でございますので、こことこ中心に審議の対象になった部分が一つにあるのかなとこう思います。

それと設置基準の問題からいけば、事業者自体の、いわゆる代表格になる人ですね、この人が大きなやっぱりウエートを示してまいります。

したがいまして、応募された時点での日本ケアサプライ北海道支店の代表者含めていけば、今言う要件等については備わっておりますし、継承する団体についての代表者につきましても、それぞれのいわゆる福祉関係に携わっていた経験というですね、いわゆる事業者の代表者、代表格としての要件を備わっているということで私たちも解釈をしておりますので、そういった部分については問題ないということで判断をいたしております。

以上です。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） 皆さん言われた通りの部分が、情報開示という部分では非常に問題があるなというふうに私も考えております。

福祉施設、こういう介護施設ができるということはいいことです。新し、新たな雇用ということでも本当にいいことではあります。

しかし、今言ったように開示するっていう部分では2月から事の始まりがあるにもかかわらず、この12月まで何もなしということ、ところが1番問題だったというふうに思います。

なぜかという、やはり一方ではこういういいことありますけれども、今まで皆さんおっしゃってきたようにいろいろ課題もあるはずなんです。

よく市長が私たちに説明をする場合、総合的に判断をしておりますというのであれば、片方には、町中居住、まちにコンパクトシティという、そういう市長の考えもあるにもかかわらず遠く離れたところに建ってしまう。

民間主導ですからやむを得ない部分もあるでしょうけども、いろんな他の福祉施設の関連だとか、今説明された保険料の関係も大いにかかわってくるわけですから、そういうことを十分に考慮する。

そのためには、早目に開示をしているいろいろ協議をしながら合意を得ながら進めるってというのは、まちの進め方だと思んですけども、それがなされなかったところが1番残念ながら大きな問題だというふうに思います。で、いまそのことを一つ今まで答弁ありましたけども、特に、町中居住という点で答弁をお願いしたいと思

います。

それから、今、横山議員からもありましたけども、選定した業者、日本ケアサプライ北海道支店、しかし地元業者、8月13日、その以降に設立した会社、これたとえ100%の子会社であっても、書類審査をまた別だと僕は思うんですけども、なぜその同じだというふうに言い切れるのかどうか、そこが納得できない点です。

既にもう10月の末から始まっていますんで、今さらってということもありますけれども、この2点についてどうかお願いします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 佐々木議員の質問にお答えをいたします。

先ほど一つ町中居住ということなのですが、これはひとつ場所的な問題を意味しているのかとこう思います。それをあわせてお答えをしたいなと思います。

改めて今回の選定をした場所につきましては中御料ということで、住宅だとかですね、いわゆる準住宅街というところでは決してございません。

この小規模多機能居宅介護のいわゆる利用目的が利用者に対してですね、家庭的な雰囲気によりよいサービスが提供できると、地域との交流が図れると、こういう場所も含めてということになってございます。

それを拡大解釈したら変ですけども、国の方も言ってますのは、市町村それぞれがそれぞれの事情に応じてですね、それについてはやっても構わないと、こういってございまして、場所的にも私たちも近隣のいけば、特別養護老人ホーム、あるいは学園さん等々のですね、施設群等がございまして、そういったこの連携も図れるということも含めて、理解をしたということでございまして、御理解いただきたいなと思います。

二つ目に継承問題の関係でございまして、応募された事業者の段階ではきちっとした事業計画、含めては出さしていただいています。

二つ目に、継承団体が8月13日に設立をされました。その段階でのいわゆる事業者の事業計画等についても出ささせていただきました。

中身的には、いわゆる応募された段階での事業計画も含めて、大体100%同じような形態で事業展開をすると、こういう状況でございまして、新たな会社の代表格も含めて先ほど言いましたけども、いわゆる、こういった今までの福祉の関係含めての豊かな経験を持ちえてるという関係者が入っているということも含めてありましたので、継承団体としては問題はないとこのように思っている次第でございまして。

以上です。

議長（北猛俊君） 1 番佐々木優君。

1 番(佐々木優君) 最後のところですけども、継承団体として問題はないということですけども、審査はしていないわけですよ。

もらった資料では6月6日に日本ケアサプライと、書類審査と、決定ということは説明をいただいでんですけども、そのあとの経過、違って前に説明していた、いただいたのと違ってることです。したら、

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長(高野知一君) 佐々木議員の再質問にお答えをいたします。

継承団体から、改めての資料提供はさしていただきます。

その中で事業計画、役員構成等々についても審査をさしていただいでますし、規約等、あるいは法務局に届けられております書類関係等々についても確認をさしていただいでますので、審査というよりも一応全体の継承団体のものについては確認をされているということで御理解いただきたいと思います。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

1 番佐々木優君。

1 番(佐々木優君) 書類審査する相手がね、最初とは違って改めてするべきだ、最初に言ったとおり、それをされてないってのが僕は問題だというふうに1番最初に言ったんですけども、ただ、継承されているからいいっていうほ...、ではなくて改めてし直すというか、同じことをしなければ、やはりその基準が、先ほど横山議員がいったように基準があるわけですから、それにのっとらなければならぬと思ったんですけども、それが違うように聞こえてならないんです。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長(高野知一君) お答えをいたします。

当初、私どもも今いう継承、いわゆる子会社をですね、つくってやりたいということについては多少懸念もいたしました。

ただ全国的な動きの問題だとか、あるいは新しい会社でまた改めて審査をするということになってくるとどうなるのかと、こういうことも含めて課題もまたたくさんございました。

総体的に、そういった流れをですね、改めて確認をした上で私たちも選定事業者と継承団体の関係も含めては、整理をさせていただいてきたということで御理解いただきたいと思います。

議長(北猛俊君) そのほか質疑ございませんか。

2 番宮田均君。

2 番(宮田均君) はい、扶助費の関係、25ページの扶助費の関係で、130ページの、130の、

議長(北猛俊君) そのほか質疑ございませんか。

17 番日里雅至君。

17 番(日里雅至君) 小規模多機能の関係についてお聞きをいたします。

今それぞれの皆さんからお話しをいただいで、聞かしていただきました。

この小規模多機能の部分については、市が許可をすると、大きな特徴がございます。

そういう意味では、今まで以上に公正で、公平な取り扱い、そして、先ほどから出ておりますように情報の開示、市民、議会も含めての合意形成が必要だというふうに、私は感じております。

この今、要するに課題になっている1番の大きな問題は、この第3次介護福祉計画の中に、このことが網羅されてなかったということで、走ってしまったとゆったところから、いろんな皆さんそれぞれ思い含めて、考え方の違い含めてですね、こういう状況になっているというふうに考えております。

やはり第3次介護福祉計画を、そして今言われているような面的云々というようなこともありますけども、この辺の整合性をですね、きちっと持った形の中で出しているのであれば、まだ理解をいたします。

で、介護、第3次の部分の中に入っていないで、この面的整備を市の方で部局ですか、おつくりになって、2月の中に国の方に提出をしたと。

その中で業者さんとですね、いろいろ相談をしながら、こういった形になるっていうのは私は理解をいたします。

そういった分の中では、やはりそこに第3次の介護福祉計画がまだ入っていないので、そういった分の中で、こうだとかっていうやりとりがきちとなされて、その部分の中で、市民、市民含めて、我々含めてですね合意形成できた形の中で進むのであれば、何もいうことはないというふうに思います。

まずその点を含めてですね、お聞かせをいただきたいということと、すいません。そういうことがあったということでもあります。

3月の定例の部分の中で、先ほどから市長が本当にこれは必要な施設で、これからの介護含めてっていうお話をされておりましたけれども、それであればなおさら3月の市政執行方針の中で、当然にこういった形の中で進むんだというお話があつてしかるべきだというふうに私は思いました。私は思いました。

それから、その内示を5月の19日に受けたと、そして5月の21日に公募、ホームページで行ったということでもあります。

先ほどから、いろいろと出ておりますけども応募の要件、そしてここに1番初めホームページ見るとですね、富良野市では第4期介護保険事業計画、括弧、平成21

年から23年度に小規模多機能居宅介護事務所1カ所設置する計画を進めており、計画を進めておるといことは理解しますが、計画はできてないんです。できますか。

非常に紛らわしい言い方で公募の部分が、要するに応募要件にしても先ほど言われてますけれども、そういった部分の中で提供が可能であるとか、それから1年以上介護サービスをすることが望ましいとか、それから日程含めての部分については私はいろいろと公募のやつ見てみましたが、このぐらいの日程でやってるとはたくさんあります。

そういった部分の中ではやっぱり少ないかもしれない、この程度ですけれどもやっぱり書類含めてですね、準備するには非常に短かったのではないかなというふうな気はしております。

そして、この選定の方法ですけれども、選定の方法ですけれども、包括支援センター運営協議会において審査をします。

意見を聞くのか審査をするのかという部分の中では、やっぱりこの部分の中では包括支援センターの運営協議会といったものの中ですね、非常にこの会議が重要な位置を占めてくるのかなというふうに思います。この会議は7月の5日、公募が終わって、選定が終わって、事後報告で報告をしたと、その中で、いろいろと御意見もあったというふうにお聞きをいたしております。

その選定の基準含めてですね、選んだ部分の中では、書類、1社しかなかったんで、書類審査をしたというふうにお話があります。

当然この審査にはですね、選定に基づいて、選定基準に基づく当然審査が必要でありますし、ヒアリングも必要でもあり、必要、必要でありますし、実地のその調査も含めてですね、必要というふうに私は思っております。

そしてもう一つ含めて、先ほどから面的整備の部分の中で日常生活圏、立地する部分の中で、富良野は一つの地域だから1個ここにしたというお話がありましたけれども、本来であれば中学校区域の中で、要するに、一つこういった形の中で計画を立てますよというのは、当然、皆さんの意見としてなければならぬというふうに思いますし、やはり町も含めて、住宅地の中で365日、24時間、地域の皆さん、家族の皆さんと、そういった交流をもちながらする施設というところでは、立地の場所といった部分の中でも非常に私は疑問があります。

今それで、でここまできたわけです。

先ほどからデイサービス、今既存のデイサービスですとかいろいろ部分の中で、お話し聞いたのかどうか分かりませんが、同じような同業施設の部分の中ですね、こういうことができるという中で、前段でやはり影響度の調査だとか、御意見だとか、そういったもの

を要するに聞いて判断の一つにするということは、私は大事だと思います。

そんなことも含めてですね、3月の定例にも、市政方針含めてそういった形の中で出てこなかった。今になって要するにこの話題が出てきたといった部分の中では、非常に残念に思います。

きっとこういう話になると思うんですけども、これはただ、今もまだ正式な事業申請が出てないんで、これから判断するというふうにきってお答えになると思います。お答えになると思います。

まだ、要するに事業者がですよ、内示は受けて、予算は今回、こういうふうな形の中で、通りましたと、そうすると正式に業者の方から正式な最終的なその事業申請、開設に向けてですよ、が出るというふうには私は思っております。

その、指定申請を判断するのは市長なんです。市長なんです。

今、昼からですね、この多機能の部分についてそれぞれの議員さんから、私の申し上げた課題、それから疑問に思うこと含めて理解はまだ私はしていません。

そういった部分の中ですね、どういふふうには市長が判断をし、この部分の中で進めていくのかといった分の中で、非常に注目を私しております。

そんなことも含めて、もし、市長の方からですね、部長のはもう結構です、市長の方から、この一連の、この小規模多機能居宅の施設についてのですね、お考え含めて、今後の取り扱い含めてですね、考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） 日里議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

1点目のその第3次計画に漏れていたと、私は計画そのものというのは、計画立てるときに、不確定の要素もたくさんございます。

ですから、計画を決めて実行できないものもたくさんございます。あるいは、途中から入ってくる問題もございます。

だから総合計画のまちづくりのローリングと同じく、1年、1年にローリングをしてやる状況づくりも、これから必要であると、こういう観点からですね、一部、第3次の計画の中には、2月という段階ですから、そういう状況で漏れていたというふうには私は判断をしているところでございます。

それから2点目の執行方針の中に入れなかったんでないかと、こういう状況であります。

普通、計画そのものの中ですね、執行方針というのは、それぞれ単年度、単年度の中で、執行、何ができる

か、それは当初の中で判断するもの、あるいは、6月、9月、あるいは12月で御提案を申し上げるものも私はあると思います。

そういう当初から明確に出せるというものについては、一つは予算が確定する。予算が確定しているものについては、当然執行方針の中で明確にしていく状況が私は当然出てくるだろうと思います。

しかし、予算が確定しないで執行方針の中で、あるいは、業者が決まっていない段階での執行方針としてですね、これは、後ほど応募は320何件ありましたから、そういう応募の心配は、今現実、アクセス、失礼しました。325件ですか、アクセスがありましたから、当然そういう状況では紹介なり、応募する機会があるものについては、当然そういう状況でございますけれども、確定ができないものについては、私は、私個人の考え方では、そういう執行方針に明らかにできないというふうに判断をしているところでございます。

それから三つ目の運営協議会の事後報告じゃなかったのかと、当然そういう状況に起きて、アクションを起こして、国の内定が決まった時点で事後報告というのは、これは地域包括センターの中の運営委員会に事後報告して提出することについては、私はやぶさかではなかったんでないかとこのように判断をしているところでございます。

それから次に、町中居住の云々というお話がございました。

先ほど保健福祉部長の方から経緯を説明さしていただきました。

私はあくまでも推測でございますけれども、やる事業者については、それぞれ投資をするわけですから、その投資をする中でですね、土地の購入というのは、町中でやるというのは当然、希望する土地の内容でございますけれども、価格的にも合わない問題が、私は当然出てきたのかなと、そういう感じがいたすところでございます。

あくまでもこれは推測でございますけれども、そういう状況の中で、富良野市内において、例えば、今、実施しております特別養護老人の北の峰については中御料に設置をさせていただいております。

ですから、私はこの施設のあり方というのは、まちの中心化の活性化と考え方は、そういう状況にしなければならぬという基本的な考え方は持っておりますけれども、実際に事業者としてやる場合の投資の状況的なものを考えあわせると、なかなか困難性があつたのかなと、そういう感じがいたしております。

そういう状況の中で、私はいま日里議員の御質問に順次お答えまいりましたわけでございますけれども、開設のこの認定については、富良野市長がやることになっております。

現在、私は先ほども御質問にお答えさしていただきましたけれども、こういう今、高齢化の時代を迎えて、それぞれ家庭介護ができない状態の方々が富良野市においてもふえてきていると、こういう状況を考えますと、こういう多機能型の、そして居宅介護施設というのは、小規模であっても富良野については必要の要件であるというふうに私は考えているところでございます。

そういうことを踏まえながら、今日まで来たわけでございますけれども、その中で、先ほどより各議員さんの方から御質問受けております情報の提供の問題については、少なからず私はこの問題については、ここでおわびを申し上げたいと存じます。

経緯の中であってもですね、やはりそういう状況的なものについては、一部地域懇談会等や団体とのお話をさせていただきましても、基本的には議会的に...、議会についても、そういうきちとした段階でお話をしていなかったということは、これは大変申しわけないと、このようにおわびを申し上げたいと存じます。

そこで、開設の状況でございますけれども、今前段で申し上げたことを踏まえながら、私はこの施設については、まだ申請が上がってきておりませんが、上がってきた時点で、十分吟味、審査、検討して判断をしていきたいとこのように考えておるところでございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。ございませんか。

（「次のやつ」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 次のやつ。

なければ、22ページ、23ページより26ページ、27ページまでの地域密着型サービス拠点施設整備補助金以外の分について質疑ございませんか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） 先ほどお聞きしましたけれども、デイサービスセンターのやまべ管理運営費、それからいちいの管理運営費、それから養護老人ホームの指定管理料、これのですね指定、それぞれの指定管理料の積算の根拠なんです、事前にいただいた資料によりますと、同じ18年の4月の時期に、この指定管理者との協定を締結をし、指定管理に移行しているわけですが、同じA重油がデイサービスセンターいちいでは50円、それから、やまべでは47円、それから、ハイランドふらのでは50円、それから地域福祉センターでは50円というふうにですね、これは指定管理料の見込み金額ですから、実質、実質の金額ではないと思うんですが、これの違いが、どうしてこういう金額のばらつきが起きてきているのかということについて改めてお伺いしておきたいと思っております。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 横山議員の質問にお答えをしたいと思います。

とりわけ保健福祉部、部分のですね、いちい、それから寿光園関係のお話でございましたので、お答えをしたと思うんですが、いちい関係についてはこの資料にあるとおりA重油は50円でやってますね、これは同時に指定管理を出しているところでございますから、その指定管理を積算した時に、全体の数量をそれぞれ案分を出しているという状況で、そのときの単価は50円ということでございますので、ここについては御理解をいただきたいなと思います。

それから、山部の寿光園関係については、山部のデイサービスについては18年の4月から指定管理にいてます。その段階での積算単価は、全体の大きな利用の購入については寿光園本体で買ってます。

寿光園本体の積算単価をここに充てていると、こういうことでございますので、そのときの単価が47円ということで御理解をいただきたいなと、そのときの寿光園も恐らく47円で使っているかと思えます。

下の方にあります寿光園の関係については、平成20年のいわゆる指定管理でございますから、20年の積算単価でいてますので、したがって、このところで64円の単価を出しているということで、そういった時期的な、指定管理と時期的な状況の単価が違うということで、同じ施設内でも、この単価違うということでございますので御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

7番（横山久仁雄君） どうもいまの、僕が理解不足なのかもしれませんが、問題に、1番問題にしたいのはですね、1番ってというか問題にしたいのは、デイサービスセンターいちいと、デイサービスセンターやまべの関係です。この50円と47円ということなんです。

協定をしたのは18年の4月と、どちらも指定管理者に移行したときの開始期間は18年4月ということなんです、時期的には同じなんです。

時期的は同じなんですが、一方は50円で47円ということになるわけですね、この指定管理料の性格ですけれども、積算根拠を積み上げながら、しかし総体としてはいろんな経費を積み上げながらね、総体としてはこの金額で指定管理を受けてくれというかですね、受けれる人ということになるわけですね。

ですから、この灯油、灯油ってというか燃料だけでなく、いろんなものが積み重なって総体、例えばですよ、総体が120万だったら120万ということで、その中には

灯油も含ん、燃料も含んでますよということですよ、ね。

そうすると、そのときの指定管理料の算定をするに当たっての基礎金額、基礎というか積算するための資料としての金額ということで、これは燃料にだけ使う金額というのではないですよ、ね。

そう燃料にだけ使う金額がこれだけですよっていうのはなくて、それら総体をあわせて指定管理料ということですね。

そのときに、どうしてこういうばらつきが出てくるのかというのがね、だから、そういう意味では必ずしも実勢金、価格だけではなくて、そういったものが全部含まれての話なんだろうと、その中の灯油の部分、灯油ってというか燃料の部分がこうですよということなんだろうというふうに理解をするんですが、そうするとこのばらつきってというのはどうして起きてくるのかっていうのが、ちょっと理解できないんですが、どうして、こういうばらつきが起きてきたのか。

最初の同じ時期に協定をしながらね、できてきたのかというのが、もう一度お願いしたいです。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長（高野知一君） 再質問にお答えをいたします。

ばらつきというよりもですね、例えば山部と富良野の地域差がございますね、いわゆる寿光園的にいけばですね、従来の考え方はできるだけ山部から買ってあげたいと、こういう思いが強いとございましたので、そういった中で富良野とは単価差が違う中で購入をしたと、こういういきさつがございます。

そのとき富良野よりも高いのか安いのかという差はあります。この時点においては安かったという判断ですね。

購入する際には、山部の寿光園のときには、寿光園とデイサービスを使う量全体を見込んでの積算をしますので、したがって全体の積算量によっても単価が違うということで、この差は出てくるのではないかと、こう思います。

いちいの場合については、デイといちいについては同時の指定管理ですから、全体で購入をして案分しているということで、そのときの段階は50、50、50円になってますんでね、そのとき含めると山部と富良野での量的な問題も含めて、いわゆる購入する先をですね、それぞれの指定管理者が業者を選んで安いとこと契約をするのか、何をするかっていうのはそれぞれの判断でやってるってということでございますので、この差が出ているということでございます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) そのほか質疑ございませんか。

1番佐々木優君。

1番(佐々木優君) 今説明いただいた、山部のデイサービスセンターと寿光園との関係なんですけども、ことしの4月から寿光園は指定管理者ということで、デイサービスはその以前18年ということで、違うのでこのようになったということは理解をします。

だけれどもですね、どういうふうに説明したらいいのかな…。

総額で…ではなくて、確かに屋根下で同じタンクで、同じボイラーで、なんでしようけども、デイサービス事業と寿光園の事業とは全く違う、全くではないですけど違う事業で設計して、それぞれ走って、同時並行じゃないですけど運んでる事業でありますから、それぞれ案分するのであれば、山部デイサービスセンターの使用量と寿光園の使用量を分けて、それぞれの単価で計算するのが本当はそうなければならぬと思いますけれども、協定をことしの4月に協定を結んだとき、こういうふうに決めたというのであれば、それが優先されるんですけど、本来違うというふうに考えますがいかがでしょうか。

議長(北猛俊君) 御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

保健福祉部長(高野知一君) 佐々木議員の御質問にお答えをします。

とりわけ寿光園の関係につきましては、建設をした際に実はそれぞれの施設にタコメーターって入ってますかね、小さいメーターは実はついてないんです。

したがって、どれだけ使うかっていう量の判断がなかなか難しいとこういうことでございまして、それぞれデイサービスが走った段階、寿光園が走った段階で面積的な関係の案分で実は走ってます。

山部寿光園とデイサービスについては90%と10%と、こういう割合で一つは入っていることは事実です。

それも今現在それを踏襲をしながら、利用の積算、あるいは最終的な調整をいたしますかね、精算も含めて行っているという状況です。

余計なことを言いますと、いちいの関係については33と64ということで分けてですね、やっているとこういうことでございまして、したがって、それぞれの分けた計算によって本体からデイサービスの部分を引きながら最終的に精算をしているという状況でございますので、ちょっとこの表的にはわかりにくいかもしれませんが、そういう積算で整理をしているということで御理解をいただきたいと思っております。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

1番佐々木優君。

1番(佐々木優君) だからですね、だからですよ、だからそういうふうな9対1というふうに分けてありますよね、したら10%分掛ける、デイサービスやまべは47円を掛けるべきなんです。

そして残った9割の使用量に64円、単価違うんですよ、これ、67円と、64円と47円違うんですから、それぞれに計算をして出さなきゃいけないのに、こういうふう引き算をしてしまうと寿光園の方が金額小さくなってしまふ。わからないでしょうか…。

それぞれに使った量で計算しなければ、合算してしまってるんです。

この計算は、そして使用量単価の安いデイサービスの分から引いてしまうものですから、寿光園の部分が追加金が少なくなる、補正されてる部分が実際よりは少ない計算になってしまうということになるんです。この計算では。

だから違うっていつてるんですけども、使用量で分けるのであればこういう計算できるはずなんですけれども。

議長(北猛俊君) 暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時57分 開議

議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の佐々木優議員の質問に御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長(細川一美君) 佐々木優議員の御質問にお答えいたします。

今回提案をしています、いちいと寿光園の部分の、部分での燃料部分の差し引き計算の部分の話があったかと思っております。

私どもの方といたしましては先ほど高野部長の方から答弁させていただきましたように、指定管理値の段階で、割合的に9対1という一つの根拠のもとで、それぞれ施設側に持つべき量という判断のもとで、今回、同事業者、それぞれ指定管理になってございますので、そういったことを一つの考え方というふうにとらえさせていただきます、こういった算定をもちまして事業者の方ともお話をさせていただいて、合意にいたった数字というふうにとらえていただきたい、とらえてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長(北猛俊君) よろしいですか。

1番佐々木優君。

1番(佐々木優君) 確認というか、はっきりしておきたいことはですね、それ、今同じ業者だから、指定業者だから、そんな大きな違いはないですけども、それぞれの事業所に変ったときはこれは違う答えっていうかな、

公正な補助金にはなっていないということだけは確認をしておきたいというふうに思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

積算につきましては先ほど申しましたように、それぞれの施設別の部分での割合という部分から算定をさせていただいたという考え方でございますので、こういった方向も、今後も進めさせていただくというふうになるのかというふうに思っております。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので次に移ります。

五款労働費、六款農林業費、七款商工費、八款土木費、26 ページより、もとえ、26 ページ、27 ページより、30 ページ、31 ページまでを行います。

質疑ございませんか。

ござ...7 番横山久仁雄君。

7 番（横山久仁雄君） しつこくして申しわけございません。一つだけ教えてください。

29 ページの物産管理センター管理運営費、燃料高騰分で6万5,000円ってというのが計上されております。

さっきから何回もいうんですが、指定管理者というのは営業、経営努力によって云々ということです。

この6万5,000円というのは本当に経営努力、商工費29 ページ、物産管理センター、9,000円ということです。

そうしますとですね、これが経営努力の中で吸収することができなかったのかなというふうに私は単純に思うんです。

そのときの協議経過というか、これは民間で言えばですね、協議というよりも、むしろ交渉経過だと思うんです。で、何とかこのこれについてはですね、経営努力の中で吸収できないかというような話があって、そして最終的にこうだということになっていくんだろうというふうに思うんですね。

ですから民間であればですね、例えばですよ、例えば、物価が上がったとしても価格に転嫁ができないという事態になればですね、例えば電気をつける時間を減らすとか、いろんな方法を考えるわけですよ。

ところが、これで言えばわずか9,000円もね、これもできないということになるのか、ただ先ほど言ったように一律、みんな公平性を欠いたら困るということで一律というになると、最初に言った話にまた戻っちゃうわけですよ。

ですから、そこら辺の考え方をきちんと教えていただきたいということと、その交渉経過っていうかですね、

協議経過について教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 物産センターの今回指定管理料高騰分9,000円という部分について御答弁をさせていただきます。

ただいま横山議員からお話ございましたように、民間努力という部分でのそういった話も含めてどうあったのかという部分のことかというふうに思いますけども、私も担当課の方といたしましては、全体的にやっぱり公共施設の公平性という視点も含めながらお話をさせていただいて、その中において消費されている動向と、こういったこと、あるいは運営状況そういったことを総体的にお話し合いをさせていただいた中におきまして、やはり指定管理を持っておられる施設側の方といたしましては、燃料高騰部分にかかわる分としての位置づけから、今回こういった形での予算を計上させていただいたという内容でございますので、御理解をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（北猛俊君） 続けて補足答弁願います。

経済部長石田博君。

経済部長（石田博君） 横山議員の御質問にお答えさせていただきます。

担当部局が経済部ということなので補足的な御説明になるかと思いますが、今お話のように9,000円ということでございます。

確かに一般的な考え方の中からは、経営努力なり等々で吸収できないかという一つの判断、また考え方もあるかと思いますが、相手方との交渉の中につきましては、今回は金額の大小は別にいたしましても、そういう状況であればお受けしたいということで今回の提案になったところでございます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

7 番横山久仁雄君。

7 番（横山久仁雄君） それでは、私は問題にしているのは、先ほどから何回もいう公平性ということが、ずっと根底にあるんだとすれば、むしろこの指定管理制度そのものに、むしろ問題があったんではなかったのかなというふうな僕は思いがあるんです。

結局は公平性、公平性って言っていいたら、どこも同じにするんだしたら、何も指定管理にする必要はなかったんではないのかと、結局は人件費の問題だけでしかなかったのかというふうに思うんです。

ですから、そういった意味では、この基本的な考え方がね公の施設だから、それを運営してもらうには、公平な経費を、それぞれ分担していくんだということだとすればですよ、だとすれば何も指定管理にした意味がなかったのではないんですかと。

ですから、最初の話しに戻りますけども、結局は指定管理にしたのは人件費についてだけ抑えることができるということではなかったのではないのかと、いうふうに私は思うんですが、いかがですか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 横山議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの御答弁で施設全体の公平性という視点というお話をさせていただきましたけども、今回の部分につきましては、燃料高騰に伴います臨時的措置という判断のもとで、施設全般の指定管理者のあり方という部分という議論もあろうかと思えますけども、ことしの判断はそういう臨時的措置ということに御理解をいただきたいと思えます。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 31ページ、中心街活性化センターの燃料高騰分でお伺いをいたします。

先ほどから説明いただいているように20%という時点になったところでスイッチが入って協議がされるということですが。

協議がされた後はその年の、年度ですね、年度に対して4月1日から3月31日までの分に対して、協議をしてその分を補てんするというふうにしたというふうに理解をしております。

今回の提案されている部分は、11月までということと確定をしたという理解でよろしいんですね。であれば、であればですね、中心街のこの施設はほかの施設と違って77円というほかから比べると、ことし100円も超えましたから20%を超えてはいますけども、平均すると今60数円、6円...、ハイランドふらので今入れている単価を聞きましたところ、62円というふうにお伺いをしました。

そういうことを計算していくと、77円の20%を超えるというのは92円40銭まで補てんされないということになります。一年間をトータルするとですよ。

高い時期が確かにありました。

今出されている119万1,100円、これは計算間違っていますけども、今後、12月から3月まで60何円かで計算されていくと、恐らく、この数字92円は超えないというふうに思うんですけども、ここで11月で確定して

しましますと、これは戻ってこないお金になってしまいますけども、どうでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 佐々木議員の質問にお答えいたします。

佐々木議員御質問のように、4月から11月部分の燃料単価並びに使用数量については決定いたしましたので、この金額については、今回で確定でございます。

残りの3月、1月、12月から3月分につきましては、同じように物価上昇率が20%を超えてる1年間の通算という考え方でありますので、残りの12月から3月期までに同じように、当初の計画していました燃料単価より高騰した場合、あるいは高騰した場合等ですね、こういった場合については、それらについては追加として燃料高騰分として支払いをするという考えでありますし、今の持っている現単価の77円を下回るような実勢価格が出れば、それは当然払わないという形になります。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） 払わないのではなくて、先ほど言ったように、191万1,000円という金額は発生しないと。

この1年間で、総体で計算してみれば、今まで11月分まではこの数字が間違っておりません。正しいです。

しかし、12月から3月、4カ月分まだ確定しているわけがありませんけど、今のところハイランドふらのでは2月まで62円に入れるというふうにおっしゃってました。

ハイランドふらのでないし、ふらっとはどういうことかわかりませんが、そんなに違いは何円かの差はあってもそんな違いはないと思えます。

そうすれば60円で進めば設定単価が高いですから、このふらっとは77円と、ほかの施設より20...、ハイランドから比べると27円も高いわけですから、2割のラインっていうのは先ほど言ったように94円20銭になるわけですから、到底そこには届かないというふうに判断をします。

そうすると、今支出されることは違っていますので、訂正をお願いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時10分 開議

議長（北猛俊君） 休憩中に引き続き会議を開きます。休憩前の佐々木優君の質問に御答弁願います。総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

先ほども御答弁させていただきましたように、今回のすべての指定管理費にかかる燃料高騰分については4月から11月に部分にかかわる燃料単価の指定管理単価、見込み単価との差を乗じて使用量に応じて補正を上げてございますので、これらすべての施設がこの額で確定という内容でありますので御理解をお願いしたいと思います。

議長（北猛俊君） 1番佐々木優君。

1番（佐々木優君） だから最初に確認したように、それぞれの年度に対してです。ね。たらそれぞれの年度に対して補正をするというふうに、おっしゃったじゃないですか。それがなぜこう11月でブツンと切ってしまうんですか。

トータルで先ほど最初に言ったように4月1日から3月31日までのこの1年間、年度に対して補正をするんだと、ただし今、年度末で厳しい状況もありますから11月でとりあえず切っておくということと...、いうふうに僕はお伺い、ずっと今までそういう答弁だったというふうに理解をしているんですけども。

議長（北猛俊君） 御答弁をお願いします。

総務部長細川一美君。

総務部長（細川一美君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

あくまでも今回の分については臨時的措置という判断のもとで、こういった一つの確定を含めて進めさせていただいているということを御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので次に移ります。十款教育費、十二款給与費、32ページ、33ページより、36ページ、37ページまでを行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で歳出を終わり、次に歳入及び第2条、債務負担行為の補正、第3条、地方債の補正を行います。

戻りまして6ページ、7ページ及び12ページ、13ページから、20ページ、21ページを行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で議案第1号の質疑を終了いたします。

ここで、2時30分まで休憩いたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時34分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の議事を続行いたします。

議案第1号の質疑が終了いたしましたので、採決を行います。

討論を省略いたします。

お諮りをいたします。

議案第1号及び議案第8号から議案第10号まで4件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件4件は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第2号 平成20年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（北猛俊君） 日程第3、議案第2号、平成20年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） 医療給付負担金ですね、8千...、8,600万ほどふえております。

このふえた理由とですね、理由をお伺いいたします。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部参事監中田芳治君。

保健福祉部参事監（中田芳治君） 岡本議員の御質問にお答えいたします。

これにつきましては、療養給付費負担金、二款、1項、1目の部分だと思いますけれども、これは療養給付費、それから後期高齢者支援金、前期高齢者納付金と足しまして医療費から前期高齢者交付金、あるいは国保税、これにかかわる国保税、控除した額に34%という金額が、率を掛けた部分が入ってくる仕組みになっております。

したがって医療費がふえることによりまして、この額が変わっていくということで、その分を追加させていただいたところでございます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） もう少し詳しい話が、システムの問題じゃなくてもう少し詳しい話がでるのかと思ったん

ですよね、何に対してですねふえる、医療費というならば、医療費に対してどういう背景でふえたのかということですね、もう少し詳しく答弁していただかないといけないんでないかと私は思うんですが。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部参事監中田芳治君。

保健福祉部参事監（中田芳治君） 今回医療費がふえた要因ということでございますけれども、まず率で申し上げますと上半期、6カ月分になりますけれども、70歳以上の入院が、まず1.8倍程度ふえている。さらに、外来につきましても1.7倍。総体70歳以上の総費用ということで、1.76倍の伸びがございます。

もう一つ、予算の段階では、当初70歳以上につきましては、2割負担の制度的な予定であったわけですがけれども、今年度も引き続き1割負担というふうになったところでございます。

したがいまして、その総費用の額の1割分がふえているということも大きな要因の一つというふうに考えております。

したがいまして、これがふえた部分から、先ほど言いました前期高齢者交付金、それと対応する国保税を控除した額に34%、これを掛けた額が収入と見込まれるということから8,600万円の追加というふうになったところでございます。

以上です。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） 予防医療だとか、検診をしながらですね、健康である...、あっていただくという、市民がですね、それによって医療費が抑制されるということが、将来的につながるんでないかというふうに思うんですよ。

そういう部分で今回、2割負担が1割になりましたよということも、そういう要因も一つ。

その前段にお金、医療費がふえたという現実があります。

その辺で今、やっているその保健、医療というのか、予防医療という部分での今回の富良野市がやってる予防医療と、今回は増額したという、その辺に対する基本的な考え。

これは単年度的でなので将来的にやれば、予防医療が成功してこれが下がるんですよとか、そういうことも含めてですね、どのように分析されておられるのかですね、逆に言えば、足りなければ、もっと予防医療の見直しをかけて医療費の抑制を図るとか、そういういろんな視点がここで考えられるんでないかという思いですが、その辺についていかがなんでしょうか。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

保健福祉部参事監中田芳治君。

保健福祉部参事監（中田芳治君） 岡本議員の再々質問にお答えをいたします。

今予防医療の観点からの御質問かと思えますけれども、本年度から始まりました特定検診、それから特定保健指導、これは国を上げて医療費の抑制を図ろうと、健康寿命を伸ばそうということが大きなねらいでございます。

そんなことから、7月に第1回目の特定検診を実施したところでございますけれども、基本的に40歳から74歳までの間の方が特定検診の対象者ということになるわけですが、900人程度、受診いただきました。この対象者が...

その中でおおむね3割、3割が保健指導の中で受診勧奨と、医療機関への受診勧奨が発生しております。

これを早期予防することによって、確かに議員おっしゃられるとおり、今後におきましてはその効果というものは当然でというふうに解釈はしておりますけれども、具体的に、これが医療費の中で効果を、効果があらわれてくるというふうになるのは、早くても7年から10年のスパンは必要だろうというふうに考えております。

したがいまして、向こう5年間、この部分については、ノルマということもございまして、引き続き受診、検診の受けるですね、体制の整備を行いながら、広報活動も進めながら受けていただくようにですね、努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4

##### 議案第3号 平成20年度富良野市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（北猛俊君） 日程第4、議案第3号、平成20年度富良野市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5

議案第4号 平成20年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（北猛俊君） 日程第5、議案第4号、平成20年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6

議案第5号 平成20年度富良野市水道事業会計補正予算（第1号）

議長（北猛俊君） 日程第6、議案第5号、平成20年度富良野市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7

議案第6号 富良野市地域会館設置条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第7、議案第6号、富良野市地域会館設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8

議案第7号 富良野市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第8、議案第7号、富良野市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9

議案第11号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について  
議案第12号 町の区域の新設及び変更について

議長（北猛俊君） 日程第9、議案第11号、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について、及び、これに関連する議案第12号、町の区域の新設及び変更についてを議題といたします。

これより本件2件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ以上で本件2件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件2件に御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件2件は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第13号 町の区域の変更について

議長(北猛俊君) 日程第10、議案第13号、町の区域の変更についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第14号 富良野広域連合規約の変更について

議長(北猛俊君) 日程第11、議案第14号、富良野広域連合規約の変更についてを議題といたします。

これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ、以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第15号 平成20年度富良野市一般会計補正予算(第8号)

議長(北猛俊君) 日程第12、議案第15号、平成20年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長(石井隆君) -登壇-

議案第15号、平成20年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第8号は、歳入歳出それぞれ3,174万円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億2,842万5,000円にしようとするものと、繰越明許費の設定2件でございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

10、11ページでございます。

四款衛生費は、国の第1次補正予算に伴う地域活性化緊急安心実現総合対策事業として採択された看護専門学校施設改修工事費で、735万円の追加、七款商工費は同じく同事業として採択された、太陽の里パークゴルフ場造成工事費で、2,439万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして8、9ページでございます。

一款市税は、個人市民税の所得割、固定資産税の償却資産で820万円の追加でございます。

十五款国庫支出金は、国庫補助金の地域活性化緊急安心実現総合対策交付金で2,354万円の追加でございます。戻りまして、4、5ページでございます。

第2条繰越明許費につきましては、第2表のとおり、いずれも地域活性化緊急安心実現総合対策事業で、衛生費の看護専門学校施設改修工事及び商工費の太陽の里パークゴルフ場造成工事に係るもので、年度内での完了が困難なことから、それぞれ、735万円、2,439万円を繰り越すものでございます。

以上、平成20年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長(北猛俊君) これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。  
よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 13

議案第 16 号 富良野市国民健康保険条例の一部改正について

議長（北猛俊君） 日程第 13、議案第 16 号、富良野市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第 16 号、富良野市国民健康保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が 12 月 2 日に閣議決定されたことに伴い、本条例を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、一定の出産における事故の補償金の支払いに備えるための、産科医療保障制度の創設に伴い、出産費用にこの保険料分の増加が見込まれることから、産科医療保障制度に加入する医療機関で分娩した場合について、第 5 条で規定している被保険者の出産に対し支給する出産育児一時金に、保険料相当額の 3 万円を上限に加算しようとするもので、しようとし、改正しようとするものでございます。

なお、施行日につきましては平成 21 年 1 月 1 日からとし、施行日前の出産に係る出産育児一時金につきましては、改正前の条例を適用しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 14

意見案第 1 号 実効ある温暖化対策の推進を求める意見書

議長（北猛俊君） 日程第 14、意見案第 1 号、実効ある温暖化対策の推進を求める意見書を議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

16 番東海林剛君。

16 番（東海林剛君） -登壇-

意見案第 1 号、実効ある温暖化対策の推進を求める意見書は、佐々木優議員ほか 5 名の賛同をもって、富良野市議会規則第 13 条の規定により提出するものでございます。

政府は地球温暖化対策の一環として、10 月から国内排出量取引制度の試行を決定し、来年度から取引を開始するとしている。排出量取引は EU も 2005 年から導入し、二酸化炭素の排出削減に一定の役割を果たしております。

ところが政府が導入するのは実績ある EU の制度とは似て異なるものであります。

EU を初め世界で導入が広がっている排出量取引制度は、政府が企業ごとに二酸化炭素の排出量の上限を設定し、目標達成できなかった企業が超過達成した企業から、超過分を買い取るキャップアンドトレード方式であります。排出削減の市場メカニズムを利用するもので、上限が義務づけられ達成できなければ罰則が課せられるため削減に役立つ仕組みであります。

一方、政府が導入を決めた排出量削減取引制度は、企業に排出削減を義務づけたものではなく、削減目標も参加企業が自主的に設定するものであります。

目標を超過した分は売却できますが、達成できなくても罰則はありません。目標設定に、生産量当たりの排出量基準を認め、生産増に伴う排出増を容認しております。上限規制のない買い取りに、排出削減の実効性は期待できないと考えます。

しかも政府は、京都議定書第一約束期間が始まって、1990 年比で 6%削減の国別目標を達成する実効ある対策をとらず、年末に開かれる気候変動枠組みの条約締結国会議に向けても中期目標を示しておりません。

これでは実効性ある温暖化対策を推進することはできません。

よって、政府が以下の実行性ある対策を推進するように要望するものであります。

4 点でございます。

- 1、直ちに削減の中期目標を決めること。
- 2、産業界で削減のための公的削減協定を実施すること。
- 3、自然エネルギーの目標を拡大し推進すること。
- 4、国の将来戦略に温暖化対策を位置づけ政府の取り組みを義務づける気候保護法、仮称であります。気候保護法を制定すること。であります。

以上御説明申し上げましたけれども、皆さまの御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

#### 日程第 15

##### 意見案第 2 号 脳脊髄液減少症の治療法の早期確立等を求める意見書

議長(北猛俊君) 日程第 15、意見案第 2 号、脳脊髄液減少症の治療法の早期確立等を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

4 番大栗民江君。

4 番(大栗民江君) -登壇-

脳脊髄液減少症の治療法の早期確立等を求める意見書。東海林剛議員ほか 4 名の御賛同をいただきまして提出いたします。

脳脊髄液減少症は交通事故、スポーツ障害、落下事故、暴力などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感、疲労感などの、さまざまな症状が複合的に発現する病気であり、難治性のいわゆるむち打ち症の原因として、注目されていることは周知のとおりであります。

この間国においては、平成 19 年度から 3 年間計画として、3 カ年計画として、厚生労働科学研究費補助金により診断、治療等の確立等のための脳脊髄液減少症の診断、治療の確立に関する研究が行われているほか、文部科学省による事務連絡、学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応についてにおいて、関係機関に対し適切な配慮を求めているものであります。

また先般、東京高等裁判所において交通事故と髄液漏れの因果関係を求める判決が初めて示されるなど、長年苦しんできた患者にとって大きな光明となっております。

しかしながら、この病気の一般の認知度はまだまだ低く、道北管内においても、先般、高校生患者の闘病実態が報道機関等により明らかとなり、大きな反響を呼んでいます。

今なお全国の患者、家族等は、肉体的精神的苦痛はも

とより、保険適用がないため有効とされるプラットパッチ療法の高額な金銭的負担までも強いられているのが現状であり、早急な対応が求められております。

よって国においては、以上の現状を踏まえ、次の措置を講じるよう強く求めます。

記 1、脳脊髄液減少症の診断治療の確立に関する研究の成果を踏まえ、早期にその治療法を確立するとともに、治療に専念できる医師の育成を図ること。

2、脳脊髄液減少症の治療法の確立後、プラットパッチ療法などの新しい治療法に対して早期に保険を適用すること。

3、交通事故による脳脊髄液減少症の治療に対する自動車損害賠償責任保険の早期適用に向け、早期にその実態を調査すること。

4、文部科学省から事務連絡がなされた、学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応についてをさらに周知徹底させること。

5、脳脊髄液減少症患者、家族に対する相談及び支援の体制を早期に確立すること。

以上、議員皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長(北猛俊君) これより本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

#### 日程第 16

##### 意見案第 3 号 医師不足を解決し地域医療体制の立て直しを求める意見書

議長(北猛俊君) 日程第 16、意見案第 3 号、医師不足を解決し、地域医療体制の立て直しを求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

3 番広瀬寛人君。

3 番(広瀬寛人君) -登壇-

意見案第 3 号、医師不足を解決し地域医療体制の立て直しを求める意見書につきましては、佐々木優議員ほか 5 名によりまして、御提出をさせていただいております。

医師不足を解決し地域医療体制の立て直しを求める意

見書。

地方でも都市でも、医師不足が重大な社会問題となっております。

最大の原因は、医者がふえると医療費が膨張するといって医師の養成数を抑制し、日本を世界でも異常な医師不足の国にしてきた国の失政であります。

そこに診療報酬削減による病院の経営悪化、国公立病院の統廃合、民営化などの構造改革が加わり、地域の拠点病院、診療科、所の消失が引き起こされております。

出産の場所を見つけられない、お産難民が都市でも地方でも急増し、救急患者が搬送先を見つけられず命を落とすなど、かつて考えられなかった事態が急速に広がっております。

国民世論に包囲され、政府も医学部定員削減を決めた閣議決定の見直しや養成増をいいただきました。

また、政府は、医師不足の解消のためにも、医療の集約化が必要という論理で公立病院の再編や療養病床の削減など、さらなる病院、病床つぶしを推進しようとしております。

医療崩壊を解決するには、医療費削減路線そのものを転換し、国の責任で打開策を講じることが必要であると思います。

よって、以下のことを要望いたします。

1、国公立病院の産科、小児科、救急医療などの切り捨てをやめ、診療報酬を引き上げ、地域に必要な診療科を確保すること。そのための公的支援を強化すること。

二つ目、医師の公的任用、公募などで、医師を確保するプール制、ドクターバンク、代替要員の保障など、不足地域に医師を派遣、確保する北海道の取り組みを国が抜本的に支援すること。

三つ目、国の予算投入で医師の養成数を抜本的にふやし、ほかの先進諸国並みの医師数を実現すること。

四つ目、勤務医の過重労働を軽減するため、薬剤師、ケースワーカー、助産師、スタッフの増員を図ること。

院内保育所の確保や産休、育休保障など、家庭生活との両立を目指すこと。

五つ目、国公立病院の統廃合、社会保険病院、厚生年金病院、労災病院などの売却をとめ、国、自治体、医療機関の連携による地域医療の確保を図ること。

六つ目、小児救急の電話相談事業の充実のために対策を講じること。

七つ目、医科系大学の定員における地域枠の拡大を図るとともに、奨学金制度など、地元への定着を進めるための施策の充実を図ること。

以上でございますが、以上、議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

直ちに関係機関に送付いたします。

日程第 17

意見案第 4 号 農業用生産資材高騰に関する意見書

議長（北猛俊君） 日程第 17、意見案第 4 号、農業用生産資材高騰に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2 番宮田均君。

2 番（宮田均君） -登壇-

意見案第 4 号、農業用生産資材高騰に関する意見書。

この意見書は、今利一議員以下 5 名の賛同者によって提出するものであります。

農業用生産資材高騰に関する意見書。

世界的に、原油や鉄鋼などの資源が高騰する中で、農業生産に欠かすことのできない石油製品を初め、飼料、肥料など各種生産資材は、異常な勢いで価格上昇を続けており、農家は危機的な経営状況に追い込まれている。

農林水産統計の農業、農業物価指数によると、平成 15 年から 19 年までの 4 年間に、農業生産資材価格指数は 8 ポイント上昇し、特に、飼料 22 ポイント、光熱動力 30.2 ポイント、肥料 9.3 ポイントと大幅に上昇している。

一方、生産物の農産物価指数総合はコスト上昇にもかかわらず、6.9 ポイント低下し、価格転嫁が行われればばかりか、逆に値下がりが続いている。

しかも、ことしになっても肥料が 6 割も上昇するなど、生産を続ければ続けるほど赤字が増すなど、もはや生産者の自助努力は限界を超えている。

よって、我が国農業の持続性と食料の安定供給、農村の維持を図るため、農業用生産資材の高騰対策など、下記の事項の実現と継続を強く要請する。

以下、3 点について項目、あと読ませさせていただきます。

1、石油製品、肥料など生産資材高騰対策については...、1、2、3 点を皆様読んでいただいて、御理解いただきたいと思います。

二つ目に、農産物への適切な価格転嫁対策。2 点について、御一読お願いしたいと思います。

3 点目、省エネ、資材の低投入など、環境保全型農業の推進についての、要請 2 点について、御一読願いたいと思います。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出するものです。

よろしく御賛同のほどをお願いいたします。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。直ちに関係機関に送付いたします。

#### 日程第 18

##### 意見案第 5 号 食の安全確保に向けた抜本対策を求める意見書

議長（北猛俊君） 日程第 18、意見案第 5 号、食の安全確保に向けた抜本対策を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） -登壇-

意見案第 5 号、食の安全確保に向けた抜本対策を求める意見書につきましては、東海林剛議員ほか 4 名の皆さんの賛同を得て提出いたします。

食の安全確保に向けた抜本対策を求める意見書。

中国製冷凍ギョーザ中毒事件や汚染米の食用への不正転用など、食の安全安心を揺るがす事態が頻発しています。

その多くは、食の海外依存と深くかかわっております。

しかも、重大なことは汚染米事件で明らかになったように、有毒で食べられない米が学校給食にまで使われていたことであります。

汚染米を不正に食用に売った悪徳業者や汚染米を国内に流通させ、させた農林水産省の責任は重大であります。同時に、この問題の根っこには国の農業政策があります。

一つは、輸入する義務も、義務も必要もないのに、政府が年間 77 万トンもの外国産米を輸入し続けていることでもあります。汚染米の 8 割は、輸入米によるものであります。

もう一つは、政府が米業者の許可、許認可制を廃止したことにあります。

規制改革の名で、1994 年に許可制から登録制にゆりめ、2004 年には登録制も廃止し、届け出だけでの米売買ができるようにしたことが悪徳業者の参入に道を開いたことであります。

よって以下のことを要望いたします。

一つ、中国製冷凍ギョーザ中毒事件や中国から輸入した冷凍インゲン農薬汚染事件、汚染米の不正転用など、汚染の全容解明を行うこと。

二つ目、汚染米の 8 割を占めるミニマムアクセス米の輸入を中止すること。

三つ目、2004 年の米流通規制の全面撤廃を見直し、国の管理責任を再構築すること。

四つ目、輸入食品の検査体制を抜本的に強化し、原産国表示を徹底すること。

五つ目、食品衛生監視員の増員など、食品監視体制を強化するとともに、製造年月日表示を復活すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。

皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。直ちに関係機関に送付いたします。

#### 日程第 19 閉会中の所管事務調査について

議長（北猛俊君） 日程第 19、閉会中の所管事務調査についてを一括議題といたします。

本件について、各委員長よりの申し出を職員に朗読いたさせます。

庶務課長鵜飼祐治君。

庶務課長（鵜飼祐治君） -登壇-

総務文教、保健福祉、経済建設常任委員会、各委員長からの所管事務調査の申し出を朗読いたします。

事務調査申出書。

本委員会は閉会中、下記の件について継続調査を要するものと決定したので申し出ます。

総務文教委員会、調査番号、調査第 5 号、調査件名、環境教育について。

保健福祉委員会、調査番号、調査第 6 号、調査件名、

看護専門学校について。

経済建設委員会、調査番号、調査第7号、調査件名、除雪対策について。

以上です。

議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま朗読報告のとおり閉会中の事務調査について決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よってそれぞれ申し出のとおり、閉会中の事務調査を許可することに決しました。

以上で本日の日程は終わり、本定例会の案件はすべて終了いたします。

### 市長あいさつ

議長（北猛俊君） この際、市長より発言の申し出がございしますので、これを許可いたします。

市長（能登芳昭君） -登壇-

平成20年第4回定例会の閉会に当たりまして、議長よりお許しを得まして、ごあいさつを申し上げる機会をいただきましたことに厚く御礼申し上げたいと存じます。

初めに本議会に御提案いたしました一般会計補正予算を初め、全議案の可決、承認をいただきましたことに衷心より御礼を申し上げます。

本年を振り返ってみますと、本市の基幹産業であります農業におきましては、輸入、加工食品への農業混入に端を発した食の安全への関心の高まりから、国内産への志向が高まる中、春先のおそ霜など、などで、生育が心配された農作物も、夏以降は好天に恵まれ、収量は確保されたものの、価格の低迷が依然として続いた状況でございました。

また観光におきましても、7月に北海道洞爺湖サミットが開催されるとともに、原油価格の高騰により、日帰り客を中心とした旅行控えが進み、上半期の入り込み客数は107万6,000人と前年より9.9%減少する中にありまして、修学旅行の招致などにより、宿泊延べ数では38万1,500人と前年より6.4%増加し、特に、外国人宿泊延べ数では2万4,000人と前年より75.4%も伸び、関係する皆様の地道な取り組みにより、長期滞在型観光が着実に進展してきているところでございます。

また本市を舞台としたテレビドラマ、風のカーデンが10月より放映されるなど、新たな富良野の魅力から観光入り込みの増加も期待できるもので、となっているところでございます。

しかし、最近の世界経済の混迷による円高、資材高騰など、今後の動向によっては本市の農業、観光、さらに

市民生活への影響が危惧されているところでございます。

懸案でありました協会病院跡地活用につきましては、新たな中心市街地活性化基本計画は、去る11月に内閣の認定をいただき、今後まちづくり会社が、株式会社が中心となり、事業が具体的に進められることとなったところでございます。

さらに9月には、富良野広域連合が設立され、将来、富良野圏域5市町村は一つという認識のもとに、もとより、より一層の広域連携が進展するものと期待するところでございます。

最後に、本年も残すところわずかとなりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分留意されまして、ますますの御活躍と、輝かしい新年を迎えますことを御祈念申し上げ、あいさついたします。

ありがとうございました。

### 議長あいさつ

議長（北猛俊君） -登壇-

平成20年度第4回定例会の閉会に当たりまして、私の立場からも一言ごあいさつを申し上げます。

12月1日告示、そして今日が最終日ということで、第4回の定例会が開催されたわけではありますが、今回は、広域連合の会議も、この期間中に予定されながらの定例会ということで、大変お忙しい中での定例会ではなかったかというふうに感じてございます。

そうした中で、予定されておりました議案、そして課題等について、それぞれ御議論をいただき、結果を出していただきましたことに、心から御礼を申し上げたいというふうに思います。

振り返ってみますと、平成20年も後残すところ2週間足らずというところになってございますが、今年1年をあらわした、漢字であらわされたのが変という字でございました。変でありますから、変だというのがありますが、よくにつけ、悪きにつけ変化の大きかった年という表現であります。

本定例会でも、議案の一部チェンジがございましたけれども、理事者の情熱と、そして議員の寛大なる理解と、そしてあすに向けた気持ち、そういったものが融合いたしまして、次年度に繰り越すことなく今定例会で結論を出すことができました。

心からそうしたそれぞれの御協力、御努力に心から敬意を申し上げたいというふうに思います。

ただ今市長からもお話ありましたが、明年を展望するとき、決して明るい材料ばかりではないかというふうに思います。農業の関係も、ことしは天候にも恵まれて量的には収量の多かった年であります。

したがいまして、販売高は上昇したものの、各農家間

の個人差というのは、販売単価からも含めて、大きく開いた年ではなかったかなというふうに思います。

また世界的な金融危機の関係から、円高、そして先ほどもありましたけれども、冬場の観光にも、なかなか厳しい状況があるのではないかなというふうに感じております。

しかしながら、市民を引っ張っていくのは行政であり、そしてまたそれらを審議していくのが議会でございます。

ただ、ニコニコだけしていると誤解も受けますけれども、明るく、笑顔で、そして慎重に次年度は展望されますように、皆さんのまた御協力を、御努力を期待するものでございます。

結びになります。次年度が明るい富良野市にとって、富良野市のますますの発展と、そして市民の福祉充実により一層取り組められますことを心から御期待申し上げながら簡単ですけども閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

## 閉 会 宣 告

議長(北猛俊君) これをもって平成20年第4回富良野市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時20分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 12 月 18 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 大 栗 民 江

署名議員 天 日 公 子